

政策資料

No.325 《復刊220号》
1993年10月1日

卷頭言 梶原敬義 1

〈特集〉

連立政権、特別国会に臨む

- 細川内閣総理大臣所信表明演説 2
- 衆議院本会議代表質問（赤松広隆） 7
- 参議院 " (久保亘) 14
- *政治改革骨子メモ（中執決定） 25

〈資料〉

- ✓○談話（韓国訪問） 27
- ✓○韓国訪問にあたって（委員長） 27
- ✓○中央大学韓国同門会での講演 29
- ✓○1993年産生産者米価等に関する申し
入れ 32

- ✓○93年版「防衛白書」について 33
- ✓○人事院勧告について（談話） 33
- ✓○終戦の日にあたって 34
- *慰靈のことば 35
- ✓○細川総理の所信表明に関する要望 36
- 党全国書記長会議 委員長あいさつ 37
- " 委員長代行あいさつ 39
- " 書記長報告 40

政策の焦点

- I 建設談合問題と公共事業の腐敗防止 45
- II ガット農業交渉の歴史と今後 48

私は碁という奥の深い素晴らし
い友達にめぐり会えた。まわりの

人達からは、強いですねと言われ
るが、まだまだ弱い。わからない
ことばかりである。

囲碁は沢山着手する点がある中
で、そのうちのひとつを次々に選
んでいくゲームである。一手一手

しかし、これ程面白いものはな
いし、同時に健康の維持のために

も良いと思う。私の場合、身体が
何となくだるく、気分がすぐれな
い時、一、二局打つと身も心もす
っきりする。おかしな話だが、私

の場合は排尿が多くなるのである。
またボケ防止に役立つという医者

友人の経営する碁会所に飛びこむ。
東京ではプロの棋士を相手に三

目置いて、二面、三面打ちの指導
を受けている。なかなか勝てるも
のではなく、職業とはいえプロと

は強いものだ。私ももう少し強く
なりたいと思っている。

現在わたしたちが日常使つてい
て、それを支える与党の第一党

では、社会党が長い間維持し続けた
友人の経営する碁会所に飛びこむ。
わたしたちの運動やたたかいにと
って、有効であると思う。逆にそ

の思考方法が結論と見通しを先に
急ぐが故の欠点を持つていても
自覚せねばなるまい。

世はまさに細川政権。わたした
ちは、それを支える与党の第一党
でもある。しかし、思い通りに事
は進まない。制約された条件の中
で、社会党が長い間維持し続けた
固有の素晴らしい理念は、連立政
権下で生かされるのか、埋没して
しまうのか。小選挙区制度が導入
された後の選挙戦は、どの様に戦
うのか。なかなか支え切れない、
根本的な対策が見つからない。囲
碁流のヨミでは解決できるもので
はない。

言頭 卷



「私と囲碁と 文殊の知恵」

梶原敬義
政策審議会副会長

最も良いところを打つてなければ負
けないとと思うが、出来るものでは
ない。

私が知っているプロの中で最高

の話を聞いた事がある。人間は年
をとることに脳細胞が減っていく
が、集中して考え、頭を使うこと
によって、残った脳細胞同士が手
を伸ばし、回路の役割を果たすと

いうのである。

東京にいる時には、時々、八重
洲の日本棋院に出かける。地元に
いるくらいだから、わたしクラス
のアマチュアでは、気の遠くなる
ような話である。

最も良いところを打つてなければ負
けないとと思うが、出来るものでは
ない。

の話を聞いた事がある。人間は年
をとることに脳細胞が減っていく
のが沢山ある。

「大局觀」とか、「着眼大局、着
手小局」という言葉には深い意味
があいを感じる。私の好きな言葉で
ある。

碁を打つ場合の発想、着想、そ
の裏づけ取り、結果に対する見通
しをつける訓練、習慣づけ等は、

(参議院議員・かじわらけいぎ)

特集

連立政権、特別国会に臨む

一九九三・八・二三

第百二十七回国会における

細川内閣総理大臣所信表明演説

平成五年八月二三日

(新しい時代の幕開けを迎えて)

遂行してまいる決意でございます。

この度、私は、内閣総理大臣に任命され、国政を預からせて頂くこととなりました。

我が身に課せられた責任の重さは誠に測り知れないものがございます。と申しますのも、この内閣は、歴史の一つの通過点ではなく、新しい歴史の出発点を画するものと私は受け止めているからでございます。このような認識から私はこの度の内閣を新しい時代のための変革に着手する内閣と位置付け、「責任ある変革」を旗印に、心魂を傾けてその職責を

長らく続いた米ソ大国を二つの極とする東

西対立の時代が終わり、国際社会では今、旧

来のシステムに代わる新たな国際秩序を模索して、様々な試みが検討され、また、必死の努力が行われております。ひとりわが国だけが時代の大きな流れに逆らえるはずもなく、

北海道南西沖地震、雲仙岳噴火など自然災害による被害が相次ぎました。国政についての所信を申し述べるに先立ちまして、これらの災害で亡くなられた方々とそのご遺族に対し慎んで哀悼の意を表しますとともに、負傷された方々や避難生活を続けておられる方々に心からのお見舞いを申し上げます。

先般、私も鹿児島の被災地を訪れ、自然の猛威の恐ろしさを目撃してまいりました。災害の復旧と今後の安全の確保に全力で取り組むことは言うまでもありませんが、避難生活を強いられている方が不安な毎日を送られていることを想い、一日も早く平常時の生活に戻れるよう、政府、地方公共団体が一体となって住居の確保や被災施設の早期復旧など生活環境の整備を急いでまいりたいと思います。また、災害復旧後のこれらの地

めております。ここに一つの時代が終わりを告げたことを国民の皆様方とともに確認し、二十世紀へ向けた新しい時代が今、幕開きつつあることを明確に宣言したいと思います。

域の活性化に必要な措置についても積極的に展開してまいりたいと思つております。

(政治改革の断行に向けての決意)

私はまず、この政権がいわゆる「政治改革」であることを肝に銘じ、政治改革の実現に全力で取り組んでまいります。

我が国が終戦以来の大きな曲がり角に来て、いる今日ほど、政治のリーダーシップが必要とされている時ではなく、一刻も早く国民に信頼される政治を取り戻さなければなりません。歴代の内閣が抜本的な政治改革の実現をその内閣の最優先の課題として取り組んでまいりましたが、まだ実現を見るに至っておりません。政治改革の遅れが政治不信と政治の空白を招き、そのことが景気の回復など多くの重要課題への取組の妨げとなり、これから日本の進路に重大な影響を及ぼしつつあることを私は深く憂慮してまいりました。今回の選挙で国民の皆様方から与えられました政治改革の実現のための千載一遇のチャンスを逃すことなく、「本年中に政治改革を断行すること」とさせていただきます。

そのため、選挙制度については、衆議院において、制度疲労に伴う様々な弊害が指摘され、現行中選挙区制に代えて小選挙区比

例代表並立制を導入いたします。また、連座制の拡大や罰則の強化などにより政治腐敗の再発を防止するとともに、政治腐敗事件が起きたびに問題となる企業団体献金については、腐敗のおそれのない中立的な公費による助成を導入することなどにより廃止の方向に踏み切ることといたします。これらの改革案の詳細については、現在連立与党各党の間で精力的に検討作業が進められておりますので、私いたしましては、その結論を待つて、であります。まずは緊急の課題である政治

私といっただけ早い機会に国会に御審議をお願いし、これらを一括して何としても本年内に成立させる決意でございます。

政治改革は、単に政党や政治家だけの問題ではございません。法律や制度を変えるとともに、国民、有権者の皆様方にも、いわゆる金権選挙や利権政治を根絶する決意をお持ちいただかなければ、政治改革を真に成功に導くことは困難であろうと思っております。是非とも国民の皆様方の御理解と御協力をお願ひ申し上げる次第でございます。

また、私は、政治腐敗の温床となってきた、いわゆる政・官・業の癒着体制や族議員制度を打破するために全力を尽くしてまいります。直接、間接を問わず、行政が政治家の票や資金の応援をすることがあるとすれば、その弊害は政治や行政の根幹にまで及ぶことになるだけに、政治と行政との関係改善や綱紀の肅

正に毅然たる態度で臨んでまいりたいと思います。

冷戦終結後の国際社会や国民の多様な要請に応えていくためには、行政の面でも、より一層柔軟性や機動性を高めていくことが不可欠であります。

改革の実現に全力を投入することといたしますが、行政改革にも本格的に着手しなければならないと思つております。率直に申し上げまして、規制緩和や地方分権の推進、縦割り行政の弊害是正などの課題は、利害が錯綜し、また、様々な障害もあって、これまで大きな前進を見ないままに今日に至っております。しかしながら、これらの課題は、国民の目から見て透明で公正な行政を実現するためにも、そして東京一極集中を是正し、地域の特色や自主性が反映される活力に満ちた地域行政を展開していくためにも、何としても成し遂げなければならない課題であり、私としても具体的な成果を挙げるべく強い決意でこれに取り組んでまいりたいと思ひます。

(景気回復に向けた積極的な取組と財政改革の推進)

我が国は今、政治ばかりでなく経済の分野においても依然として厳しい局面にあり、一日も早く長期化した不況を克服してまいらな

ければなりません。国内景気は、一連の経済対策の効果もあってバブル経済の崩壊による最悪の状態からは脱しつつあるともみられます。しかし、最近の急激な円高や異常な天候不順は内需拡大の動きに悪影響を与えるかねず、今後の景気回復には予断を許さないものがあります。私は、景気の先行きに対する不透明感を払拭するためには、円高の国内経済への影響や景気の状況を注視し、厳しい財政状況を十分踏まえつつ、時機を失すことなく必要かつ効果的な対策を講じることが肝要であると考えます。そこで、今年度予算の執行や四月に決定した総合的経済対策の実施に万全を期していくことはもとより、規制緩和や円高差益の問題を始め、幅広い観点から現下の緊急状態に対応するための諸施策を早急に取りまとめ、実行に移してまいりたいと思います。

また、日本経済の潜在的な活力を高めていくためには、長期的な視野に立って経済構造の変革を図り、民間の活力がより自由に發揮されるための環境を整備していくことが重要であると考えております。

現在、国家財政は依然続く構造的な厳しさ

に加えて、バブル経済の崩壊に伴い誠に深刻な状況に立ち至っておりますが、来年度予算編成に際しましては、特例公債を発行しないことを基本に財政改革を強力に推進しつつ、

従来にも増して財源の重点的効率的配分に努めてまいります。特に公共事業のシェアの抜本的な変更に取り組み、国民生活の質の向上に資する分野に思い切って重点投資するなど、本格的な高齢化社会の到来する二十一世紀を見据えて、社会資本整備の着実な推進を図つてまいりたいと思います。

また、税制については、平成元年度に抜本的な税制改正をやって以来、約五年が経過しておりますが、その間、バブルの発生とその効果的な対策を講じることが肝要であると考えます。そこで、今年度予算の執行や四月に決定した総合的経済対策の実施に万全を期していくことはもとより、規制緩和や円高差益の問題を始め、幅広い観点から現下の緊急状態に対応するための諸施策を早急に取りまとめ、実行に移してまいりたいと思います。

また、日本経済の潜在的な活力を高めていくためには、長期的な視野に立って経済構造の変革を図り、民間の活力がより自由に發揮されるための環境を整備していくことが重要であると考えております。

一人一人の生活の向上や心の豊かさ、社会的公正といった点への配慮が十分でなかったことを率直に反省すべきであります。最近になって政府は、生活者のための様々な対策を講じてきてはおりますが、必ずしも政策の重点が変わったというふうに国民の皆様方が肌で実感されるまでには至っておりません。私は、豊かな生活環境を求める新たなライフスタイルを志向する動きが見られることを念頭に置いて、ここで今一度、生活者・消費者の視点や環境の保全、男女共同参画型社会の実現といった視点に立って、従来の制度や政策について徹底的に見直しを行つていくことが必要であると考えております。直近の問題で申し上げるならば、輸入品を中心として円高の効果がより速やかに円滑に還元され、円高のメリットを国民が確実に享受できるよう対応してまいりたいと存じます。

今、我が国は急速に高齢・少子会社へと移行しておりますが、二十一世紀までに残りわずかな期間しか残されていないことを考えるならば、今のうちに福祉の充実を始めとする対策を積極的に打ち出し、美しい快適な環境の中で、都市勤労者も農山漁村で暮らす方々も生き生きと多様な価値観を実現できる社会の実現を目指してまいらなければならぬないと考えます。

我が国は、これまで経済的発展に最大の重

(国際国家としての自覚と国際社会

への寄与)

我が国の立場と責任を十分に自覚し、これ

らの世界的な課題の解決に従来にも増して積極的な役割を果たしていく決意であります。

思えば内閣が発足したこの八月は、我が国にとって永遠に忘れられない月であります。十二支をちょうど四回さかのぼった昭和二十一年八月、我々は終戦によって大きな間違いに気付き、過ちを再び繰り返さない固い決意で新しい出発を誓いました。

それから四十八年を経て我が国は今や世界で有数の繁栄と平和を享受する国となることができました。それは先の大戦での尊い犠牲の上に築かれたものであり、先輩世代の皆様方の御功績の賜物であったことを決して忘れてはならないと思います。我々はこの機会に世界に向かって過去の歴史への反省と新たな決意を明確にすることが肝要であると考えます。まずはこの場を借りて、過去の我が国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたことに改めて深い反省とお詫びの気持ちを申し述べることともに、今後一層世界平和のために寄与することによって我々の決意を示していきたいと存じます。

世界は今、地球的規模の様々な課題に直面しておりますが、私は、平和と国際協調という憲法の精神を尊重しつつ、国際国家として

して参りたいと思います。

また、私は、アジア・太平洋地域の一員として我が国の役割を重視し、常に謙虚な姿勢

を忘れずに相互の信頼を醸成しながら、この世界平和秩序を構築するための懸命の努力が行われておりますが、私は、より平和で、そして人権が尊重される世界を目指して、国民の十分な理解を得つつ、国連による国際的な努力に対する人的貢献を着実に展開していくとともに、冷戦後の世界に対応できるような国連改革・国連強化のためにも積極的に寄与してまいりたいと思います。

大量破壊兵器の不拡散は、我が国を含む国際的な安全保障を確保する上で緊急の課題であり、私としては核不拡散条約の無期限延長を支持してまいりたいと考えております。更に進めて究極的に地球上から核兵器を廃絶します。まずはこの場を借りて、過去の我が国は国際的軍縮を達成することこそが世界の平和をもたらすゆえんであり、そのため、より積極的な外交努力を展開してまいる決意であります。

さらに、統合を進め国際社会における役割をますます高めつつあるヨーロッパ諸国などをも引き続き一層緊密な協力関係を築いてまいりたいと思います。

(自由貿易体制の維持・強化に向けた国際協調の推進)

世界全体の平和と繁栄のためには日米安保条約を中心とする日米両国の緊密な努力が不可欠であります。私は、米国がアジア・太平洋地域における米国の存在と関与を継続する決意を示していることを歓迎するとともに、良好かつ建設的な日米関係を維持・構築していくことを日本外交の基軸として最善を尽く

して参りたいと思います。
また、私は、アジア・太平洋地域の一員として我が国の役割を重視し、常に謙虚な姿勢を行って参りたいと考えております。そこで、これらの国々との間の経済・政治両面にわたる対話と協力をこれまで以上に緊密に進めるとともに、中国、韓国、アセアン諸国等近隣諸国との一層の関係改善に努めてまいります。ロシアとの関係については、北方領土問題を解決し、国交の完全正常化が実現するよう努力するとともに、ロシア国内の改革に対し充分の支援を行ってまいりたいと考えております。

高まりや国際経済摩擦が激化する様相を見せていることは誠に懸念すべき状況であり、このような時にこそ我が国が自由貿易体制を維持・強化するための国際協調に率先して取り組んでいくことが重要であります。

ウルグアイ・ラウンド交渉が不調に終わるようなことがあれば、世界経済に深刻な影響を与えることは確実であり、先般の東京サミットにおいて確認されたように、交渉の年内終結に向けて、我が国としても引き続き全力を尽くしてまいりたい決意でございます。なお、農業については、各國ともそれぞれ困難な問題を抱えておりますが、我が国としても、これまでの基本方針の下、相互の協力による解決に向けて最大限努力してまいります。

米国やEC諸国を始め、いくつかの国々から我が国の大額な経常黒字が国際経済に与える影響を懸念する指摘がなされていることを真摯に受け止め、私は、良好な対外経済関係を維持するのみならず国民生活の向上を図るためにも、内需拡大努力や市場アクセスの改善、内外価格差の是正、規制緩和等消費者重視の政策を積極的に推進し、経常黒字の縮小に向けて努力してまいりたいと考えております。このため、各方面からの意見も拝聴して、我が国の経済社会構造の変革も視野に入れた今後我が国が採るべき対応策について、早急に取りまとめを行いたいと考えております。

九月にも日米包括経済協議が開始されますが、自由貿易主義や市場経済原則に従って日米双方が努力することにより对外不均衡の改善を図り、安定的な日米経済関係を築いていくことが重要であると認識いたします。

また、ODAの積極的な活用などによる資金面、技術面等での協力を通じた地球的規模の問題の解決、発展途上国や旧社会主義国の改革努力への支援など、国際社会の期待に応え我が国にふさわしい国際社会への寄与を行つてまいりたいと思います。特に、近年、世界各地で異常気象が常態化しつつあることもあって、地球環境問題への関心はますます高まってきております。地球環境問題は遠い将来の問題ではなく、一時の猶予も許さない緊急の課題であり、私は、我が国が有する経験と能力を十分に生かしながら、地球環境問題の解決に向けた国際的な努力に対し率先した役割を果してまいりたいと思っております。

(「質の高い実のある国づくり」を目指して)

私は、今後の政治運営に当たって、質の高い実のある国づくり、言ってみれば「質実家」を目指してまいりたいと思います。

かつて小泉八雲は第五高等学校の生徒に向

かって、

「日本にはすばらしい精神がある。日本精神とは、簡潔、善良、素朴を愛し、日常生活において無用の贅沢と浪費を憎む精神である。その精神を維持、涵養する限り、日本の将来は期して待つべきものがある」と申しました。

私は、若い頃この言葉を知ったのですが、自然体で内容本位の生き方を探るべき時代を迎えていると感じております。外に向かっては、今は大国主義に陥ることなく、内にあっては、文化の香り豊かな質の高い実のある生活様式を編み出し、美しい自然と環境を将来のために残していくことが何よりも大切だと思っております。

政府や行政はもちろん、経済や国民生活においても、できる限り虚飾を排して質と実を追求していくことを私の政治理念の根本に据えてまいりたいと思っております。

(結び――国民の信頼回復のために)

この度の内閣は、八党派によって樹立されたいわゆる連立政権であります。私どもは政権の樹立に際し、外交、防衛、経済、エネルギー政策などの基本重要政策について、原則として今までの国の政策を継承することを確認いたしました。新しい時代のために、政

治の刷新のために、あえて立場の違いを乗り越えて国民の負託に応えようと努力したそのこと自体が大きな歴史的意義を有していると考へてゐる次第であります。

一九九三・八・二五

今何よりも重要なことは、国民の政治に対する信頼を回復することであります。そのためには、政治改革を早急に実現することが必要なことは言うまでもありませんが、私は、

冷戦時代が国内政治にもたらした傷痕を癒すための「国民的和解」の観点に立って、与野党間の関係も「対立から対話へ」、「相互不

信から相互信頼へ」そして「反対のための反対から建設的提案競争の時代へ」と転換していくことが何よりも肝要だと思っております。

わだかまりやこだわりを捨て、共に力を合わせて、常に国民に目を向けた政治が我々の原点だということを忘れずに、国民生活の向上と安定につながる施策を大胆に打ち出していきことこそが重要であります。

我々は、国民の皆様が示された歴史的審判が正しい選択であったことを証明するため、一致協力して国政の運営に取り組んでまいり決意でございます。

何とぞ、国民の皆様方、議員各位の深い御理解と御支援を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

衆議院本会議代表質問

日本社会党・護憲民主連合
赤松広隆

対策を推進されるよう強く要請します。総理

はいち早く、鹿児島を視察されましたが、これら災害に対し、具体的にどのように取り組まれる所存なのか、その決意をお伺いしたいと思います。

（はじめに）
私は新生党・改革連合、公明党、さきがけ日本新党、民社党・新党クラブの四党会派及び、日本社会党・護憲民主連合を代表して、細川総理の過日の所信表明演説に対し、質問致します。

（連立政権の運営）

さて、総理。私はまず、私たち連立政権を構成する五党・会派は、一致協力して細川内閣を懸命に支え、政治改革を求める国民の期待に応えて、日本の新しい政治をつくりあげる決意であります。三八年間にわたる自民党一党支配の政治に終止符をうち、国民の新たな選択によつて誕生した細川内閣は、内外政策の確かな進展を図つて、国民の政治不信の克服と国際信頼を回復するという大きな使命を負つております。わが国の政治史上、もつとも新しい歴史の扉を開くにあたり、私は細

川内閣が連立政権をどのように運営される決意なのか、その基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

政治改革の実現

わが国の社会のなかには、国民のさまざま
な利益と意見が存在し、その表現や行動の仕
方にも、多様・多元的なものがあります。こ
うした多元化した社会の現実から、国民の多
様な意見と利害を代表する政党が形成されて
きました。連立政権の基本は、そうした支持
者や政策、組織、歴史の異なる複数の政党が
国民の利益を最優先した課題と政策の実現の
ために共同歩調をとるところにあると思いま
す。

次に私は新政権の大きな課題である政治改革について、お尋ねいたします。この数年、わが国の国会は政治家のスキャンダル問題で幕を開けるという異常な事態が繰り返されてきました。このため、国会も行政も正常に機能せず、激動する世界と日本の重要課題に敏感に対応できないという政治の停滞がもたらされたのです。一連の政治スキャンダルは、利権がらみの政策決定と利益配分という不透明な政治構造から生み出されておりま^す。最近の仙台市や茨城県を舞台にした自治体と大手建設業界の癒着も例外ではありません。

政治を含む政治構造全体を視野に入れたものでなければなりません。中央省庁から降ろされる膨大な許認可権や補助金、さらには中央の税制や交付金、起債権限、機関委任事務などの実態は自治の理念とも矛盾しており、許認可権限や各種規制の削減をはじめ、中央政府に集中した権限と財源を大幅に自治体に委譲するなど、地域主権の確立が必要であります。地方分権の推進は細川政権に課せられます。大きな課題の一つでもあり、その基本方向を示して頂きたいと思います。また、今日の行政情報の非公開が、密室政治や利益がらみの政治を生み出す要因ともなっています。情報公開は議会制民主主義の原点であるとの立場から、法的措置を含めて地方・中央政府機関が保有している情報の公開にむけて積極的に取り組まなければなりません。総理の見解を伺いたいと存じます。

経済運営の基本

従つて、連立政権を支える政党は、活発な論議を通じて政策決定の透明化に努め、調整された政策を誠実かつ積極的に推進しなければなりません。そこでは、それぞれの政党が可能な限り自己を抑制して、相手の主張を許容し、政策の調整範囲を広げていくことは当然のことです。それが連立政権の長い歴史をもつサミット参加の主要先進国や、民主主義と市民社会の成熟した、その他のヨーロッパの国々の経験でもあります。連立政権に対する細川内閣の基本姿勢を伺いたいと思

総理。こうした政治腐敗を根絶するために資格の剥奪、立候補制限や連座制の強化、さらには企業・団体の政治献金の禁止など政治資金規制法の改正や政治倫理法の制定、政治腐敗防止策の確立、そして何よりも小選挙区比例代表並立制の導入による選挙制度改革が必要であります。総理は政治改革関連法案は一括して、本年中に成立させるべきであるとの見解を示されましたが、あらためて政治改革に対する総理の決意を伺いたいと思います

△地方分権・情報公開の確立△

ます。しかも現在の不況局面は、自民党流の

公共事業一辺倒の対策だけで、打開できるほど単純なものではありません。昨年八月に打ち出された時期遅れの経済対策、さらに本年四月、鳴り物入りで策定された一三兆二千億

円の新総合経済対策も、浮揚効果が期待されながら、いまのところ、その政策効果は見えず、市場の反応さえ極めて鈍い実態にあります。総理はこうした景気回復の遅れをどのように認識され、今後の経済運営をどうなさるのか、率直なご意見を伺っておきたいと思います。

総理。米国における双子の赤字の深刻化、欧洲における通貨・経済統合の予想外の難航など国際経済環境は日々きびしい変動を重ねています。さらに経済格差を背景とする地域・民族紛争の激化も、世界市場の深刻な不安定要因となっております。その中で、グローバルな強い影響力を持つ日本経済の役割と責任は重大であります。平成不況を克服して、新たな活路を切り開くためには、單に国内だけに目を向けた対症療法治的な対策ではなく、経済運営の方針をグローバリゼーションの時代に対応したものへと転換し、再構築する必要があります。すなわち、二一世紀に向かって、日本の経済社会・国民生活の新しいビジョンを鮮明に掲げ、全世界と協調できる産業

・経済活動の目標を明確にすべきであります。総理はこれに関してどのような見解をお持ちか、基本理念と具体的な政策方針を示して頂きたいと考えます。

〈内需拡大〉

わが国の経済を輸出主導から内需中心へと転換するには、生産者優先の経済運営と産業構造を、生活者優先のものへと大きく変えなくてはなりません。すでに一九八六、八七年の「前川レポート」はそのことを示唆していましたし、宮沢前内閣も、そうした時代のニーズに対応するかのよな姿勢を「生活大国五ヶ年計画」によって示しました。しかし、住宅政策の充実強化をはじめ、生活環境の整備、高齢化社会に備えた年金・福祉・医療の改善、労働時間短縮と余暇政策の確立など、いわゆる新たな社会資本の整備に關わる課題の多くが持ち越されたのであります。細川内閣はそうした課題を継承・発展させ、確実な実行の軌道に乗せるとともに、「前川レポート」や「生活大国五ヶ年計画」を生活者の視点からみ直すべきだと考えます。総理のご見解はいかがでしょうか。

総理も述べられたように、年内に期限の迫ったガット・ウルグアイ・ラウンドを成功させることは、きわめて大切な課題であります。

その際、コメの市場開放問題が最大のネックになるといわれていますが、細川内閣はコメの自由化や例外なき関税化の押しつけに對して、毅然たる反対の態度をとられることを強く要望いたします。

二千年に及ぶ豊かな経験を蓄え、恵まれた気候風土を持つコメづくりは、わが国のみどりの国土保全に貢献してきました。従つて、食生活の安全や安定、民族文化など経済外の多面的価値に支えられるコメづくりを、市場の論理だけで評価するのは適当ではなく、とりわけ、中山間地のコメづくりには、国土・環境保全などの視点からも徹底した保護・助成が必要であります。また、広びろとした平野部においては、経営規模や新しい技術・手法などの確立が求められております。政府は若い農業者にも魅力のある自立的なコメづくりの構想と中長期のプログラムを策定し、農業・農村の確かな将来展望を提示しなければなりません。総理のご所見はいかがでしよう。

〈景気対策・所得税減税〉

総理。以上の経済運営の理念や構造政策の展開を前提に、細川内閣がいま、緊急に対処

しなければならないのは、何よりも今日の深刻な不況対策であります。これに關して私は、三点ほど問題を提起し、総理のお考へを伺っておきたいと思います。

第一に、待ったなしの景気対策の決め手として所得税減税、政策減税の実施を十分に、ご検討頂きたいのであります。九〇年以降、減税が見送られたことで、実質的な増税が進み、納税者の重税感がつのり、消費意欲が減退していきます。いま、中小企業に対する投資減税をはじめ、教育や住宅などの政策減税実施はもちろんのこと、生活者利益優先の立場から、所得税減税に真正面から取り組むときが来ています。総理、経済は生きものであります。生きものである日本経済はいま、かつてなく重い疾患にかかるております。その疾患を所得税減税の刺激によって癒し、景況を回復させ、経済のペイを大きくすることがであります。私は景気低迷下の国民の暮らし向きを少しでもよくするために、減税の実施を優先されるよう要望いたします。直接税と間接税の比率の是正を軸とした抜本的な税制改革のありかたについても、九月に開始される政府税制調査会の議論を見たうえで、私たちの見解を申し上げたいと思います。

〈円高差益〉

第二に、電力、電気、航空運賃、輸入品などの値下げによる円高差益の還元について緊急の行政指導を強め、消費者が円高メリットを実感できるようにしなければなりません。

エネルギー・コストの低下は、設備投資意欲の刺激にもつながるのであります。円高は一面で産業構造の転換を促し、生活優先の政策を推進する新しい機会でもあり、そうした産業構造の変化にともなう労働力のミスマッチ対策など、タイミングをずらさず早めに手を打つことが重要であります。

〈規制緩和〉

第三は、規制緩和についてであります。私は総理が規制緩和に対して積極的な姿勢を示されたことを評価します。現在、国民の生活と社会経済活動は、一万一千件にも及ぶ許認可事項など規制の網の目によって、がんじがらめにされております。この過剰な規制システムの体系が中央集権的官僚国家の支えとなり、政・官・財・癒着の構造をつなぐ回路となつて、しばしば利権と腐敗の温床にもなっています。また、海外から見れば異常に高い日本市場の障壁と映っているばかりか、巨大な内外価格差と経常収支の黒字を助長し、摩擦激化の要因をつくり出しているのであります。

こうした規制を大幅に緩和し、自由で自律的

な市場メカニズムを活性化させ、自己責任の原則をおし広げることは、基本的に生活者の利益にかない、国際社会の要請に応える道であります。それはわが国の社会経済の体質を変え、構造転換と分権を促進する中長期のテーマに位置づけられると同時に、当面の沈滞した経済局面に刺激と活力をもたらす緊急措置としても、ただちに着手され、積極的に推進されなければなりません。

〈高齢者問題〉

総理、いま、私が申し上げた生活者優先・内需拡大の新しい経済社会・国民生活の実現にあたって、十分に考慮しなければならない

ことは、ややもすると経済成長の果実から遠いところにおかれ来た人たちへのパイの再配分をどう進めるのかということあります。

ない高齢者も障害者も、できる限り住み慣れた地域社会の中で、普通の生活ができるような社会づくりが提起されているのであります。こうした新しい問題提起をうけとめ、新政権は高齢者や障害者が地域社会の中で自立し、

共生の社会

ヨン」の理念を国民的な目標に掲げて、人類共生の二一世紀をめざすことを希望します。

子供の権利

や分量が将来の生活に、ほんとうに必要であるのかどうかの精査・洗い直しが求められています。私は「選択・調査・発見」という子どもの自己学習力の向上を考えたとき、これらの学校教育は、学校図書館活動を重視したものに変えるべきだと考えます。子どもの自主性、最優先の原則、人格の尊重を掲げた「子ども権利条約」については、国会審議の経過と世論を踏まえ、「チャイルド」は「児童」ではなく、「子ども」と訳し、「子ども権利条約」として、一日も早く成立させるべきことを強調しておきます。

総理。世界では一日に三万五千人の子どもたちが栄養失調や病気などで死亡しております。国連の「子どももサミット」では、二千年までに飢餓をなくし、小さな生命を救うことが約束されています。私は、日本のアイデンティティとして「子どもの問題では国境を超

^社会福祉の新しい理念

基本でなければなりません。働くことを希望する高齢者のためには、公的年金とリンクした定年制の確立や高齢者向けの職業訓練施設とケアつき住宅の充実などが必要であります。さらには高齢者人口の増大でニーズの高まる在宅サービスを基本とした介護システムの確立や保健・医療・福祉分野におけるマンパワーの確保など人材養成が緊急な課題となっています。総理の高齢者問題に対する基本的な見解を求めていきたいと思います。

「権利条約」として、一日も早く成立させるべ

総理。戦後から現在に至るまで、わが国の福祉政策は、高齢者や障害者を社会から隔離して、国が一括して保護することを中心にしてきました。これは典型的な生産者優先時代の政策であり、生活者優先の福祉を主張する高齢者や障害者からは否定されはじめております。すなわち、これまでの福祉政策に代わる新しい政策として、体の自由がきか

えてやつて来る日本」を確立されることを提言し、総理の見解を求めたいと思います。

〈女性〉

総理。私はいま、この衆議院本会議場の光景が大きく変わったことに、深い感慨を覚えています。それは土井議長と閣僚三人の女性が議場正面に着席されたことによって、女性と男性が共同でつくりあげる政治の手ごたえを感じるからであります。この光景をあたり前のものとするためには、女性と男性の社会的平等の実現を目標に公的生活、および雇用・職業における平等、パート・タイム労働の権利の確立、社会・家庭における役割分業の克服など、よりよいパートナー・シップが必要であります。総理。私たちはクオータ制度の導入をも考慮し、女性が政治・社会のあらゆる分野で活躍できる日本を築きあげなければなりません。この点に関する総理の見解を伺いたいと思います。

〈労働時間の短縮〉

総理。およそ四千四百万人にのぼる日本のサラリーマンの生活に、いま必要なのは「ゆとり」であります。日本の国民は勤勉に働き、世界の果てまで自動車や電気製品を浸透させ、膨大な貿易黒字と企業収益を生み出してきました。しかし、その人たちは現在、自分で自由に自分の文化活動を選択したり、地域社会とふれ合うなど、個性的な生き方や豊かなライフスタイルを過ごせる時間を持つております。日本のサラリーマンが、ゆとりある生活を享受するためには労働時間の短縮、完全週休二日制の実施、長期有給休暇の実現にとって、十分な時間が必要であります。それと同時に安く利用できる長期滞在型のレジャー施設の整備や適切な余暇情報が求められております。

〈国際貢献〉

次に私は、軍縮と国際貢献についてお伺いします。米ソ対立を軸とする半世紀におよぶ東西冷戦は終わり、世界はいま、不信と敵対の関係から、信頼と協調の外交関係へと転換されつつあります。しかし、その半面、民族紛争や地域紛争が頻発し、新しい危機も生まれています。こうしたポスト冷戦の新秩序の形成に向かう過程にあって、わが国は平和憲法の精神に沿い、軍縮と平和、経済発展、地球環境保全など新しい国際貢献を果さなければなりません。

〈人権〉

生活者重視の政治は、人権問題に対しても、積極的な政策の展開と行動を起こし、さまざまの差別や人権侵害のために、人間の尊厳が著しく傷つけられている人びとと連帯するものでなくてはなりません。総理。私たちの世代の力で民族の多様性と内外人平等を大切に

する日本を実現しようではありませんか。今年六月、世界人権宣言四五周年を記念してウイーンで「国連世界人権会議」が開かれ、「すべての人権は普遍的価値」であるという宣言が採択されました。政府はこの宣言を肯定的に受け止め、国内における部落差別、民族差別など、その解決に努めなくてはならぬと考えます。総理の見解を伺いたいと思います。

私は、新政権が内需拡大の視点から、「ゆ

な削減の中で、わが国自身も目に見える軍縮の推進が何よりも必要であります。

総理。冷戦後の世界は、主権国家を越えて、共に生きる「相互依存の時代」に入っています。この新しい時代の世界秩序は国際連合を中心に構想されなければなりません。冷戦

時代には十分に機能できなかつた「国連の時代」がようやく訪れたのであります。国連が国際正義と平和のための重要な任務を果たすには軍縮、環境、人権、南北問題など今日の地球的課題に対応しうる役割と機能の抜本的な強化が必要となっております。総理は国連改革の問題について、どのような方針で臨まれるのか、伺いたいと思います。

私は、わが国の外交の基本は日米関係にあり、「世界でもっとも重要な二国間関係」として、国際経済の面でも両国間の調整がきめで重要であると考えています。しかしながら、その枠組みだけでは、相互のもたれ合いと甘えが生まれ、不条理な摩擦を強めることになりかねないのであります。グローバリゼーションの時代にあっては、地球社会の全域にわたる相互依存の関係をしっかりと捉え、国際公正と人類共生の原則を踏まえた経済外交路線の新たな展開を期すべきであります。そのためにも冷戦後の積極的な経済協力、国際貢献の意義はますます重要であり、とりわけ、もっとも安定的な成長を遂げつつあるアジア近隣諸国を重視し、市場の多元化を進め、それに対応する国内構造の転換をいつそう促進しなければなりません。総理のお考えを伺っておきたいと思います。

け、もともと安定的な成長を遂げつつあるア

ジア近隣諸国を重視し、市場の多元化を進め、

それに対応する国内構造の転換をいつそう促進しなければなりません。総理のお考えを伺っておきたいと思います。

ます。総理の見解を伺いたいと考えます。

総理。私は、地球環境保全に対する総理の見解を伺っておきたいと思います。今日、二酸化炭素を主因とする地球温暖化現象をはじめ、フロンガスによるオゾン層の破壊、酸性雨による森林や湖沼の被害、熱帯雨林の伐採、艦隊のベトナムからの撤退、在フィリピン米軍基地の撤去をはじめ、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の国連同時加盟、韓国と中国の国交正常化、APECへの中国、台湾の加盟などアジア太平洋の地域協力関係の進展となつて現れています。こうした新しい現実を確実なものとするため、わが国はロシアの経済再建への支援、日中の政治・経済関係の緊密化、日朝国交正常化などに向けた積極的な取り組みを展開しなければなりません。総理はアジアの中の日本として、アジア外交をどう展開されるのか。また日本がアジアで中心的役割を担うためには、総理も述べられたように、過去の過ちに対する反省が必要であり、とりわけ、国際社会から人権侵害として指摘されている従軍慰安婦や強制連行問題の具体的解決が迫られています。総理。一九九五年は第二次世界大戦の終結から、五〇年という記念すべき年であり、それまでに私たちはアジア諸国民に対する反省と謝罪の意思を「国際會議」として内外に示す必要があると思います。

け、もともと安定的な成長を遂げつつあるアジア近隣諸国を重視し、市場の多元化を進め、それに対応する国内構造の転換をいつそう促進しなければなりません。総理のお考えを伺っておきたいと思います。

会議」として内外に示す必要があると思いま

ムスビ

一九九三・八・二七

总理。ポスト冷戦の世界においても、ポスト「五五年体制」の日本においても、いま、新しい秩序が模索されています。この意味で現在は、国民と政治家の英知を創造的に展開できる最良の機会であり、私たちはかぎりない可能性のなかに生きているのであります。

ユネスコのフェデリコ・マヨール事務総長は「危機を破局に向かわせず、危機を最良の好機としてとらえるべきだ」と述べています。

私たちの世代に求められているのは、「变革」に挑戦する熱意と精神であり、私たち五党・会派は国民の変革のエネルギーを背景に、細川内閣とともに自由と民主主義、自立と共に生を基礎とした日本と世界の実現に向かって邁進することを約束し、私の代表質問を終わります。



参議院本会議代表質問

久保亘

（はじめに）
（連立政権誕生の意義について）

私は、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合、参議院新生党、日本新党、民主改革連合、日本社会党・護憲民主連合を代表して、過般の細川総理の所信表明演説、並びに新政権の基本政策について、お伺いいたします。

五五年体制以来三八年間にわたる自民党政支配の政治が崩壊し、多年の念願でありました非自民連立政権が樹立され、政権交代が実現し、眞の議会制民主主義の炎が点火されましたことを、国民の皆さんとともに喜び、連立政権発足の意義深い代表質問に立つ機会を与えられ、感慨一入であります。自民党一党政の閉塞状況の政治に訣別を求めた全国の主権者の心をして、私たちは連立与党の信頼と結束のもと、新しい時代にふさわしい新

しい政治を実践して参る決意であります。
（連立政権誕生の意義について）
そこまで私は細川新政権のアイデンティティー（基本合意）について伺います。
日本の政治は、この三八年間にわたる自民党一党政のものと、あらゆる面で動脈硬化が進み、極限に達した政治不信の中で議会制民主主義そのものの危機に陥ることによって、自民党政に代わる新たな政権の樹立につながったものと考えております。
非自民連立政権は、時代の要請であり、国民の選択でもありました。政治の価値観が変化し、多様化する中で、連立政権は過渡的政権でなく連立そのものに価値を求める本格的政権として生まれたのであります。
多くの政治学者が指摘しておりますように、ヨーロッパにおいては、むしろ連立政権こそ

が正常な姿であり、安定政権を維持しております。また、多党による連立政権は多様化・多元化しつつある国民のニーズや価値観を的確に反映できるものであります。さらに連立与党間の相互チェック、政策や協定の決定が国民の目に見えるところで行われるため、政治の透明性が確保されることは明らかなのであります。

だからこそ細川政権に対する各種世論調査の結果は、いざれも未曾有の支持率を示し、国民の期待の高さに身が引き締まる思いであります。総理は、よりよい合意を得るために、この国民の期待に必ずや応えなくてはならず、そして、すべての連立与党は一体となつて細川内閣の前進を全力をあげて支える決意であることを、本会議場を通じて表明致しております。

与党間の意見の違いを政府の不統一不安定要因として、批判する向きもありますが、われわれは国民に眼を向けた論議をたたかわすことによつて、国民のための真の合意を生み出す、そんな与党をめざしたい、単なる政権を守るだけの政府と与党の関係ではなく、新たな政府との関係を築くことが政治改革と心得ております。このことは与野党間の関係においても、国会が自ら改革を求めている課題と存じます。

総理は所信表明演説において「責任ある変

革」を強調されました。「責任ある変革」とは議会制民主主義の手続を得て成立している法制度を認め、継承することは当然として、冷戦構造の崩壊に伴い、内外が激動する変化の時代に対応する変革にはかならないわけであります。しかし、その政治運営の基本に、改めて日本国憲法を据え直すことが必要であるうかと存じます。

われわれ日本国民は四八年前、侵略戦争を反省する中からいまの憲法を国民の共有財産といったしました。このことは公布にあたって出された政府声明ともいうべき詔勅に明らかにされております。即ち「日本国憲法は国家再建の基礎を人類普遍の原理に求め、自由に表明された国民の総意によって確定した」のであります。しかし、冷戦時代を通ずる自民党一党支配の政治のもとでは、憲法は政権の勝手な解釈に委ねられて、国論を一分する国民的な論争の中で権力による解釈改憲の道を歩まされたのであります。

いまはポスト冷戦の時代であります。憲法の基調である國民主権、平和・國際協調主義、基本的人権など、冷戦後的新たな國際秩序の形成を模索する現在にあって、日本国憲法はまさに花開く時代を迎えたといえましょう。細川政権を構成する連立八党合意においても「我が国憲法の理念及び精神を尊重」することを確認しているところでありますが、総理は、これから政治運営において憲法をどのように位置付けられるのか、まずお伺いいたします。

第一に指摘したい事は、歴史認識の問題であります。総理は所信表明演説において、「過去の歴史への反省」に言及され、日本の侵略行為や植民地支配などによる耐え難い苦しみと悲しみを与えたことに、深い反省とお詫びの気持ちを申し述べられました。私も、総理のこの言葉に深く共鳴するものであります。

歴代の自民党総理は第二次世界大戦について「後世の判断に待つ」との立場を頑固に貫き、歴史的な評価を避けて参りました。今回、細川総理が正しい判断と勇気をもつて言明されたことに、多くの国民は胸のつかえが取れた感じを持つたと思います。歴代の総理が無責任であいまいな態度を取りながら、他方で自衛隊の増強を進めるようなやり方が、国内的には国民の不信を、国際的にはアジア近隣諸国の脅威を増幅して参りました。誤りを素直に認め、戦争を憎み、謝罪すべきは謝罪し、平和への決意を示すことは、連立政権発足にあたつての合意であります。細川さんは戦争に対する認識を外交は勿論、教育をはじめ内政の基本にすべきものと思いますが、ご見解を承つておきたいります。

させることであります。言い替えれば政治と國民との距離を短縮せることにはかなりません。長い間の自民党一党支配の政治のもとで、政・官・財の癒着構造が形成され、癒着を牢固なものにするための利益誘導が日常化しました。そして、その手段である許認可行政と、がんじがらめの規制、これが複合し、相乗効果となつて政治腐敗の温床を作り上げ、政治不信を招く大きな原因となってきたと思ひます。

事実、最近の事例だけでもロッキード疑惑、リクルート疑惑、共和汚職事件、東京佐川急便事件、さらには金丸副総裁の巨額脱税・不正蓄財事件など、政・官・財癒着構造に根ざす政治汚職は後を絶たず、極限にまで高まつてゐる國民の政治不信を払拭するためには、こうした政治腐敗の再発を根絶し、議会制民主主義の生命である、國民に見える透明なガラス張りの政治を実現することであり、このことこそが連立政権のまずやるべき使命として合意されています。改革は政権交代の機を逸すれば再び困難となります。細川さんの決意を伺つておきたいのであります。

(災害対策について)

次に災害対策について伺います。
もとよりわが国は地震、火山、台風などの風水害と、災害に見舞われやすい國土であり

ます。治山、治水など災害対策は、まさに國政の基本であります。

とりわけ、本年は正月早々から北海道の釧路沖地震に始まり、北海道奥尻町に壊滅的な津波被害をもたらした六月の北海道南西沖地震、百人近い死者・行方不明者をだした鹿児島県を中心とする集中豪雨被害、さらに冷夏による農業被害も心配されるなど、大きな自然災害が頻発しております。長崎県雲仙普賢岳の大規模土石流、火碎流も依然として猛威をふるっています。

これらの災害によつて亡くなられた方々に哀悼の意を捧げるとともに、被災者の皆さんに心からお見舞を申し上げます。

鹿児島の風水害については私も現地を調査をいたしましたが、総理や国土庁長官らが早速現地を視察され、事務当局を督励して迅速かつ積極的な取り組みをされていることを評価するとともに、今後も被災者の救済、地域の復興のため最大限の努力を傾けられることを求めるものであります。

私はこの際、こうした大きな災害によって得られたいくつかの教訓を指摘し、政府において適切な施策を打ち出されるよう要望したいと思います。

第一に、集中豪雨等による水害、急傾斜崩壊地などの問題であります。鹿児島県を中心と南九州では、七月末から集中豪雨、さらに

台風七号による大雨が追い討ちをかけ、極めて大きな災害をだしました。鹿児島県から宮崎県にかけての地域は大部分が、火山灰に覆われたシラス台地であり、崩壊の恐れのある急傾斜地は一千カ所以上にのぼるといわれております。鹿児島県には、「人命が失われないと梅雨が明けない」という悲しい諺があります。南九州の豪雨災害は程度の差こそあれ毎年必ず繰り返されます。ところが、緊急事業であるこれらの急傾斜地崩壊対策事業が、なかなか目に見えて進捗しないのであります。

これまでの惰性的・固定的な公共事業の配分により、結果として危険個所が放置されてしまうとすれば、今回の集中豪雨もまた人災といえるのではないでしょうか。

細川内閣は、國民生活優先の觀点から公共投資配分を見直すことを明らかにしておられます。危険性の高い個所については、従来の公共投資配分を見直すなかで、優先的、集中的に事業が実施されるよう、國民の命を守る立場から政府の努力を要請したいと思います。新政権の約束である生活優先の立場からの公共投資配分の見直しは必ず実行なさいますか。お伺いいたします。

第二に、北海道南西沖地震においても、地震による津波の被害によつて多くの人命が失われ、家屋の倒壊などの被害も甚大であります。とりわけ、民家の被害に対しても高額の

保険料が必要な地震保険にもかかわらず、保険金の支払は最高でも一千万円、通常の火災保険加入者にはスズメの涙程度の見舞金しか出ないとのことです。新築の住宅を失い、多額の住宅ローンを抱えてしまったという氣の毒な方もおられます。長崎県・雲仙普賢岳の噴火災害でも同様の問題が指摘されております。

自力復興を前提としつつも、こうした場合に既存のローンの金利等の一段の減免とか、なんらかの形で援助が行えないものでしかねません。政府においても、国土庁が昨年七月「初動期災害対策に関する調査報告」を公表され、災害共済、あるいは基金を設けることにより、被災者への援助・支援を行える道を開くことも検討課題とされ、政府部内において検討が進められていると伺っております。

政府部内での検討をスピードアップし、早期に被災者の救援の道を開かれるよう要望致します。

第三に、雲仙普賢岳の災害対策であります。大規模土石流、火砕流から住民と地域を守るために、大規模な移転を中心とする防災計画の推進が急務であります。移転地域対象地区の住民に対して、十分な保証、将来の生活設計の明確化ができるよう、制度施策の見直しも含めた十全な対策がとられ、事業計画が円滑に進められるよう、政府の一段の努力を求め

るものであります。

以上、私は今次災害の状況を集約的に申し上げたわけですが、被災者の救済や復旧工事は迅速かつ的確な対応が求められております。しかるに実際には、行政のカベや法規制の手続きに阻まれ、臨機応変の措置が不可能となり、犠牲が大きくなったり、民心民生の不安がつのる場合があります。これは行政改革の問題であります。災害の救済や応急的な復旧措置のあり方にについて、総理のご見解をお伺いいたします。

(戦争責任・戦後補償について)

「過去に目を閉じる者は、現在に対しても盲目である」——一九八五年五月八日、ヨーロッパ大戦終戦四十周年を記念して、西ドイツのヴァイツェンカーラー大統領はこのように演説されました。これは政治家たるもののが言いました。また、日本の歴史教科書についても正しい歴史認識にもとづく記述をするとともに、ヨーロッパで進められているように、侵略した国と、された国とが共通の歴史教科書を使用することも検討の時期に入ったと思いま

す。

こんどの内閣に民間・女性の起用として文相になられた赤松さんは、細川さんの要請を受けた理由を、憲法を尊重する人だからと述べ、過去の戦争を侵略戦争、間違った戦争とする細川さんの認識に近いと明言されています。また、従軍慰安婦問題など臭いものにふたという態度だった。悪いことは悪いと認めるべきだと、自分の言葉で語られていることに共感がもてます。そのような考え方の上で若者に現代史を学ばせるべきだといわれてい

たしました。しかし、日本の軍国主義はアジアにおいて二千万人以上の尊い生命と測り知れない財産を犠牲にしてきたのであります。戦後史の大きな節目ともいいうべき一九九五年は目前に迫っており、私は細川総理の認識と受けとめ、国権の最高機関である国会において、「過去の侵略戦争についての反省と謝罪の決議」を実現するとともに、強制連行、従軍慰安婦をはじめ未解決の戦後補償問題に決着をつけるべきではなかろうかと思

いました。しかしながら、日本はアジ

アにおいて二千万人以上の尊い生命と測り知れない財産を犠牲にしてきたのであります。

歴史に対する責任にほかなりません。私たち日本国民はあの侵略戦争によって三百万の尊い命と貴重な財産を失い、国土を廢墟とい

ることは重要であり、教科書検定や歴史教育に改革が求められると思いますが、細川さんのお考えを伺いたいと思います。さらに人権にかかる問題として、部落解放問題、アイヌ問題、在日外国人の人権問題などが存在いたします。被差別部落をなくすための部落解放基本法をはじめ総合的な法制度の整備や「アイヌ新法」の制定に向けて政府はどのようにお考えでありますか。

(原爆被爆者援護法等について)

戦争責任との関連において緊急を要するのには原爆被爆者援護法の問題であります。

細川総理は八月六日に首班に指名され、九月に組閣を終えられましたが、奇しくもこの両日は広島、長崎の原爆記念日であります。今年の追悼集会においても原爆被爆者の高齢化が深刻に訴えられています。

被爆者たちの悲痛な叫び声に応えて、わが日本社会党をはじめ連立政権に参加している多くの党派の共同作業として、一九七四年いらない「国家補償の精神」にもとづく「原子爆弾被爆者等援護法案」を再三にわたって提出してまいりました。そして本院においては第一六臨時国会、第一二三通常国会の二回にわたって可決し、衆議院に送付したもの未だに成立をみていません。

「国家補償の精神」というのは、広く國家

がその活動により直接、または間接に被らせた損害を補償することを意味し、国家の責任において始められた戦争による被害をあまねく救済すべき責務を有するということであります。

この被爆援護法と同じ考え方は、すでに旧西ドイツの戦争犠牲者救援法をはじめイタリア、フランス、イギリスなどヨーロッパ諸国では実施ずみのことであり、新政権の努力に期待する人々に対し、細川さんのお考えを承りたいと思います。

(環境問題について)

次に環境問題について、環境基本法案と水俣病対策に絞って伺います。

宮沢内閣がさきの通常国会に提出し、衆議院解散によって廃案の憂き目にあった環境基本法案を前国会における修正部分を加筆して再提出することは承知しております。一日も早く成立させなければならないものと考えます。

そして修正箇所について、当時、野党であつた私たちは、一つには基本的人権としての「環境権」の明記や、また「環境影響評価制度」の法制定までの担保がなければ「画竜点睛を欠く」との懸念から、修正を要求したのであります。そうした経過も含め、前の法案では、業界をはじめ他の省庁からも難しい注文がだされ、さらにわかりにくい条文になっ

ていた箇所が多く見受けられました。早い機会に提案される環境基本法案は、環境面における憲法でありますから、国民のみなさん、どなたにもわかりやすい条文にしていただきたいと希望しますが、どのようにお考えでしょうか。

また、前国会において宮沢総理は「環境影響評価については、法制定まで含めて制度の見直しを進める」との答弁をされておりますが、この問題について細川さんの所見を伺います。

公害病の代名詞として、世界に知られる水俣病については、近年、各地の裁判所から和解勧告が出されておりますが、これまでの自民党政権は一切、和解のテーブルに着こうとしてきませんでした。総理は熊本県知事を経験され、水俣病問題については熟知されていると考えますが、患者の高齢化も考へ、どのような解決策をお持ちなのか、お伺いいたします。

(経済一般について)

次に経済問題に関し、細川政権のスタンスについて伺います。

戦後約半世紀の日本経済を検証分析するならば経済の成長発展の路線は、なんとしても継承しなければなりません。マクロ的にみて経済の成長発展は、国民生活の安定的向上に

不可欠だからであります。

しかし、自民党内閣の経済成長の手法・過程は、国土の均衡ある发展を忘れ、一極集中と太平洋ベルト地帯中心であり、環境と自然の破壊をもたらしました。さらに経済成長を許認可と規制、行政指導等による、何事もお上の意向を色濃く持つと同時に、他方で民間側は政府によりかかる、いわばもたれ合いの方式で、その間に補助金と奨励減税の餌を行政が準備するというものであります。このやり方が族議員を生み、許認可に絡んで汚職や政治腐敗を蔓延させたのであります。

こうした経済手法は、地方分権と均衡ある発展を重視し、環境と調和し生きとし生きるものにやさしい経済運営に改めるべきであります。さらに大事なことは、前政権下の政・官・財のもたれ合い方式を根本から改める、産業経済関係の行政改革を断行し、この面で「小さな政府造り」に努めなければなりません。

他方、二十一世紀を展望した時、豊かさが実感できる、ゆとりある経済社会と、生き甲斐のある高齢化社会、いわばノーマライゼーションの社会をつくって行かなければなりません。住宅をはじめ生活環境の整備や高齢者の介護対策など、毎日安心して充実した国民生活が送れるための施策充実を図らなければならず、この面では「大きな政府造り」に努

めなければなりません。新政権は多様な政策の組合せ、すなわちポリシー・ミックスの推進が肝要であります。

国際経済関係については、一九八六年の第二次石油危機当時から、第二次産業最優先、輸出奨励型政策のわが国の行き方が国際的に円高不況では、完全に一人勝ちの国際収支黒字の方式が国際的搅乱要因であり、抜本的軌道修正を求められていました。この

自民党政権は、内需型経済への転換をお題目

のように唱えながら、国内的にはバブル経済の失敗を、国際的には市場開放の失敗を重ねて参りました。表面上は市場開放をいいながら、許認可、承認、指定、検査等々の上に、行政指導をうわ乗せして実質的な市場閉鎖、目に見えない市場参入拒否で政・官・財の癪

着の温存、国民生活では国際化時代のメリットを減殺し、国際的には経済貿易摩擦を激化させ、遂に昨今は一ドル＝百円という異常な円高に追い込まれ、日本経済の息の根が止められかねない窮状に陥ってしまいました。

自民党政権の春先きに景気底入れ・年度後半回復で、GNP実質三・三%成長という経済見通しは完全に狂ってしまいました。危機ラインといわれる月当たり一千件以上の企業倒産が一六カ月、消費の低迷を示す百貨店売上げの前年比マイナスが一八カ月、雇用情勢の悪化を示す完全失業者一六〇万～一七〇万人・有効求人倍率〇・七五、そして設備投資や生産統計の悪化など明るい経済指標は見当りません。加えて、今年二月のバーゲステン米国経済研究所長の「円相場は一ドル＝一〇〇円～一一〇円まで誘導すべきだ」との発言をきっかけに始まった円高は、昨今一〇〇円すれすれとなり、苦しんでいる日本経済に迫

ト」はツマミ食い的には実行されても、最も肝心な内需主導型の経済成長、国際的に調和のとれた輸出・輸入・産業構造への転換、市場アクセスの一層の改善等いわば構造転換の分野が忘れられてきたことを反省し、同レポートの全面検証と完全実施に、明日から取りかかること。この二つを新前川レポートの作成の前に緊急に行うべきだと思いますが、細川さんに経済運営の基本方針を伺つておきたいのであります。

(当面する経済対策について)

次に当面する経済情勢とその対策について伺いたいと思います。

自民党政権の春先きに景気底入れ・年度後半回復で、GNP実質三・三%成長という経済見通しは完全に狂ってしまいました。危機ラインといわれる月当たり一千件以上の企業倒産が一六カ月、消費の低迷を示す百貨店売上げの前年比マイナスが一八カ月、雇用情勢の悪化を示す完全失業者一六〇万～一七〇万人・有効求人倍率〇・七五、そして設備投資や生産統計の悪化など明るい経済指標は見当りません。加えて、今年二月のバーゲステン米国経済研究所長の「円相場は一ドル＝一〇〇円～一一〇円まで誘導すべきだ」との発言をきっかけに始まった円高は、昨今一〇〇円すれすれとなり、苦しんでいる日本経済に迫

い打ちをかけた格好で、景気回復の目途が全くと言つていい程立たなくなってしまいまし

た。

激的な景気悪化を前に、自民党政権は六月の経済閣僚会議で「景気底入れ宣言」を行いましたが、経済認識と情勢分析が全く誤つていたと申し上げざるを得ません。新内閣が去る十九日の経済情勢臨時懇談会で「景気の本格回復は予断を許さない」との認識で一致し、自民党政権の景気判断を修正したことは、当然であります。また、その席で規制緩和や円高差益の還元、一ヶ月以内に緊急経済対策閣僚会議による今後の採るべき政策の決定、四月の総合経済対策の実施状況の総点検等で合意したことは、発足後間もない新政権としては、適切で時宜を得たものと申せましよう。

私は景気対策を大きく二つに分けて考えてゆくべきだと思います。

まず、緊急に行うべき施策は、経営努力とは異なる外為替市場の円買いによって生じた円高差益の還元であります。電力・ガスは勿論、政府所管の小麦等幅広く実施すべきであります。さらにこれと関連して内外価格差の解消に努めるべきであります。とくに航空運賃のは正は緊急に行うべきだと思いますが、香水や洋服、装身具類等多くの分野で、高いのが当然、円高は海外旅行でなければ味わえないと思い込まれてきた消費者に、是非円

高メリットを実感して貰えるように、内外価格差解消のキャンペーん強化や業界指導等を強力に推進すべきであります。なお、輸入に係る規制緩和を並行して行うことは、緊急施策となると同時に中期的にはより一層、国民生活を豊かにすることに役立つはずであります。財政面の対策としては、史上最大の一三兆円余の総合経済対策を決めているわけですが、自民党政権とは異なる景気判断をしたわけですから、せめてもその執行テンポを早めることとし、繰上げ実施を打ち出すべきではないでしょうか。

次に当面、及び中期的な施策についてであります。さきに政府が決められた一ヶ月以内にまとめられる緊急経済対策閣僚会議で検討し、結論を出していただきたい点であります。まず減税であります。消費不況が叫ばれている景気の現状から、個人消費の拡大に大幅所得税の減税が必要なことは、細川さん自身五兆～六兆円の減税を提唱されており、その後、自律反転の兆しということで撤回されています。しかし、今日、日本経済は自律反転の兆しとはいえない状況になっています。不況に対応するには、住宅・教育等の政策減税とともに前広に実施し、景気押し上げの一助にしていただきたいのであります。所得税減税の実施について、細川さんの決断のある回答を求めたいと思います。

(平成六年度予算編成について)

次に平成六年度予算編成について伺います。来年度予算の概算要求基準が先頃決まりまして、スターント台に立ったわけです。前政権が「生活関連重点化枠」など別枠方式で経費計上を行い、新政策でさも国民生活に重点を置くかのような、見せかけの予算編成を行つ

二つめは、金利の引下げであります。公定歩合がかつて最低だった二・五%と肩を並べていることは承知しておりますが、これまで経験したことのない資産デフレと円高デフレに見舞われ、不況の長期化が憂慮されている折、一段の金利引下げが必要であります。バブル景気の引金となつた低金利政策は、適時適切な弾力的運用を誤つたためで、アツモノに懲りてナマスを吹くの愚を犯してはなりません。金利の引下げに当たっては、高齢者、年金生活者に配慮する必要があります。

三つめは銀行の不良債権の処理であります。バブル経済に踊つて過剰貸出しを行つたといえ、その後遺症によって金融が正常に機能できない状態で、貸し渋りが起きております。銀行自らが不良債権処理の機関を設けて対処しているのですが、資金量も小さく、処理がはかりません。特別措置として資金運用部の資金を廻して不良債権処理を図ることも考えてみるべきではないでしょうか。お伺いします。

ていたのを、概算要求基準段階で全廃されたことに敬意を表します。硬直化した公共事業費予算の計上と配分が、国民のニーズと乖離し生活関連社会資本の整備を遅らせ、さらに公共事業費のピンハネを有力政治家がやる程に癒着構造の根は深いのであります。来年度予算では是非事業費の配分を密室でなくオーブンに、そして政権交代のいまこそ配分率を改める絶好の機会です。この点だけは明確にして頂きたいと存じます。

次に予算編成全般についても大蔵官僚主導で官厅同志の折衝で決めて、予算案にまとめる方式を是非改善し、できる限りオープンに情報公開を行い、納税者である国民が自分たちの血税の使われ方や、重点施策が何であるか、配分が妥当か否か、政府と一緒に考えて頂きたいのです。予算編成権が内閣にあるからといって自民党政府のように国民に判らない・知らせてないような予算編成は、新内閣はお取りにならないよう強く要望し細川さんのお考えをお伺いしたい。

(農林業政策について)

次に農業政策についてお伺い致します。

ガットウルグアイラウンドは本年一二月一五日が交渉のタイムリミットとされるなか、農業をはじめとする複数の分野で基本的合意

がなされていないのが現状であります。現在のラウンドは、農業、サービス、知的所有権などこれまで自由貿易とはなじみにくかった分野の貿易ルールづくりを図ることを目的に進められてきましたが、とりわけ、農産物が一般的工業製品とくらべていかに自由貿易のベースに乗りにくいかは、今日の世界的な異常気象を見ても一目瞭然であります。

アメリカでは記録的な大雨による洪水のため穀倉地帯が大打撃を受け、トウモロコシや大豆の国際価格は高騰しており、ヨーロッパやアフリカでは干ばつによる農産物の被害が深刻な状況に陥っています。そしてわが国も記録的な長雨と冷害などで水稻をはじめとする農産物の不作が予想され、特に政府米の需給に関しては在庫割れによる緊急輸入の可能性すら論じられています。そしてわが国も他の自然条件に大きく左右されやすい農業を、一般的な自由貿易で割り切ろうとするのは極めて危険であります。

今回のような世界的異常気象に際して、食糧の七〇%も輸入に依存するわが国では世界的な農産物価格の高騰に重大な影響を受けるのは、必至です。国内で増産しようにも減反政策などによる生産意欲の減退、耕作放棄で荒れた田畠は容易に元には戻らないのであります。

私どもは食糧の自給体制の確立こそ、主権

国家の前提であり、このような立場からコメをはじめとする農産物の例外なき関税化は絶対に受け入れるべきではないと考えます。総理のガット農業交渉に向けてのお考えを伺いたいと存じます。

次に林业政策について伺います。

昨年ブラジルで開催された「環境と開発に関する国連会議」では、地球環境保全にとって森林の保全・育成の重要性が決議されました。また、平成四年度「林业白書」も、日本の森林も国際的な視野でとらえ森林資源の充実を図ることで国際的な責務を果たすことを提唱しています。

わが国の森林は国土の六七%を占め、林産物の供給だけでなく国土保全、水資源の確保、大気浄化、生活環境保全等に大きな役割を發揮してきました。しかし今日、農山村の過疎・高齢化により農業同様林业も深刻な危機を迎えております。地球環境保全に果たす森林の役割からも、林业の振興は国民的課題であります。

いまこそわが国の外材依存政策を見直し、積極的な森林整備と担い手対策を含めた林业振興をはかるべきであると考えますが、細川総理のご所見を伺っておきたいと存じます。

(日本の国際的役割)

支那事変の際に日本は

次に新内閣の外交課題・日本の国際的役割について伺いたいと存じます。

現在の世界は、第二次大戦後の世界を規定づけてきた冷戦時代という古い秩序が崩壊したもの、それに代わる新しい秩序はまだ生み出されていない、というのが最大の特徴であります。そして、冷戦の終焉は東西間の軍拡競争に終止符を打ち、国連が正常な機能を回復し、ヨーロッパをはじめ地域的な多国籍の新たな安全保障システムの構築が進みつつある、ということでもあります。

他方、古い秩序の崩壊に伴い、それまで米ソ対立のもとで潜在していた民族対立や宗教に起因する地域紛争が多発化しています。また、地球環境の保全や発展途上諸国における飢餓、貧困の問題など、人類共通の課題が山積し、国連並びにその関連機関に対する期待がいよいよ高まりをみせております。

さらに国際経済の分野においても、貿易資本のグローバル化の反面で経済の不均衡が高まり、国際摩擦は深刻の度を深めています。南北問題もいっこうに解決の兆しをみせていません。

こうした世界の状況に対しても、わが日本はどういうに国際的役割を果たすべきでありますか。細川総理は、来月の国連総会に出席されることが決まったとのことであります。が、この際、自民党政権の政策の継承にとど

まらず、新政権のスタンスを内外に鮮明にすべきであると存じます。

その一つは、軍縮・平和外交に徹し、国連

中心主義を名実ともに日本外交の基本にすべることであります。先日、野党党首として質問に立たれた河野さんが「軍事面での抑制」による憲法擁護の立場を宣言されたことは、改憲を党として進めてきた自民党的新しい外交防衛政策への転換を示すものとして歓迎し、私たち政権与党がこれまでの外交防衛政策を継承しつつ、世界の平和と軍縮に責任と役割を担うことで合意していることに近づくものと考え、今後の具体的対応に注目したいと思います。

いま求められていることは、日本国憲法と国連憲章の精神にそって、ポスト冷戦時代にふさわしく、国際軍縮と世界平和の先導役として、国連を中心とする普遍的安全保障の確立をはじめ、国際的な役割を積極的に果たすべきことであります。国連の武力行使への積極的参加と引替えに、安保理常任理事国を手に入れるミニ超大国路線を憲法上も否定した河野さんの発言について併せて細川さんの見解を伺っておきたい。

国際民主主義の原点をふまえ国連安保理事会の改組、人権・環境理事会の設置、国連総会の権限強化、NGOの位置付けなど、国連改革に向けたイニシアチブを日本が積極的に

とるべきであります。日本の安全保障理事会への参加は、それからでも決して遅くはないと言えます。

二つには、国連PKO、すなわち平和維持活動に積極的に参加し、国際的な役割を果たすことがあります。

申すまでもなく、PKOは「国連憲章第六

章半」とも呼ばれる冷戦時代の落とし子に他なりません。国連発足以来、米ソ両国間を中心に安全保障理事会では二七九回にわたって拒否権が発動され、国連の平和調停機能が阻害されてきたのであります。そうした状況を背景に、世界の叡智として国連憲章には規定のないPKOが生み出され、常任理事国以外の北欧諸国、カナダ、オーストラリアなどによる支援で発展・定着が図られて参りました。そしてポスト冷戦時代を迎えてPKOを拡大・強化する必要性はますます高まっています。

国連中心主義に徹しようとするわが国が、PKOについても積極的に協力すべきことは当然であります。その前提には、第一に国民の合意、第二には国会の多数会派の賛成、第三にアジア諸国の納得と理解を得ることが欠かせないと存じます。PKO協力法をめぐっては、連立与党会派内に意見の相違が存在するのは事実でありますが、当面、まず現行法を尊重・対処すると同時に並行的に、よりよ

きPKO協力を展開するためには、日本の戦争責任の反省や戦後補償を誠実に履行し、憲法下においてなしうる積極的協力の手段を確立することあります。

三つには、ODA、すなわち政府開発援助をはじめ、経済協力開発政策の積極的な展開であります。

わが国のODAは拠出額が世界一となり、九三年度のODA予算は一兆円の大台を超える膨大なものに発展していますが、かつてのマルコス疑惑をはじめ現地の環境破壊や公害の輸出など、日本のODAに対する信頼は必ずしも高くないのは極めて残念であります。ODAが国民の税金でまかなわれていることを考へるならば、疑惑を一掃し、効率と評価を高める努力が不可欠であると考えます。

連立与党の五会派は、ODA政策の抜本的な改革のために、先の通常国会に「国際開発協力基本法」案を提案いたしたところであります。今後のわが国ODAの役割り、進め方について、細川さんはどのような所見をお持ちか、お伺いいたします。

(対米、対朝鮮、対ロシア関係)

関連して個別の外交懸案についてお伺いしておきます。

細川総理は、国連総会に出席された際、米国のクリントン大統領と会談される筈ですが、

政治・経済を含め日米両国が基軸の関係にある以上、両国首脳が一日も早く胸襟を開いて対話することの必要性は何にもまして重要でありますかと存じます。会談の成功を期待したいと思います。

これまでの自民党政権は、政権誕生の直後に、「アーリカ詣で」を行い、それが慣習のようになってきました。日米は基軸関係でありますが、細川・クリントン会談がこれまでの「アーリカ詣で」の延長線上であってはなりません。まずは同世代の指導者として、またともに変革の旗手として相互に知り合い、対等な信頼と協力の関係を築くことに腐心されれるよう要望しておきたいと思いますが、細川さんはどのようなお考えで日米会談に臨まれるおつもりか、お伺いします。

併せて隣国である朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化も重大な問題であります。私も、交渉開始に至る日本社会党代表団の一人として、日朝国交正常化交渉の進展を見守つてしまひましたが、これまでの日本側に積極的な熱意が感じられないのは極めて残念でなりません。三六年間にわたる植民地支配と、その後の分断状況を考えるならば、首相の反省とお詫びの表明に基づいて国交樹立をめざす政府間交渉の進展に更に努力すべきであります。

朝鮮民主主義人民共和国がNPTすなわち

(政治改革について)

最後に、政治改革について伺います。

核拡散防止条約からの脱退を宣言し、西側の核疑惑を深めていることは、黙視できない重大問題であります。日本政府は毅然たる態度で臨み、あらゆるチャンネルを通じて北朝鮮のNPTへの復帰を求め、国際原子力機関の核査察を受け入れるよう積極的に働きかけるとともに、チーモスピリットの中止をはじめ北側が政策転換できるように周辺の条件を整備することにも努力すべきであります。とりわけ、ポスト冷戦時代に対応して非核三原則を国是とするわが国は、北東アジア地域の非核地帯設置を呼びかけるべきであり、そのためにも日朝国交正常化を急ぐ必要があると存じますが、いかがお考えでありますか。

次に、今秋エリツィン大統領の訪日が予定されているロシア連邦共和国との関係正常化も緊急の課題であります。過般の東京サミットにおいても対ロシア支援についての先進国共同の確認が行われたところであります。わが国が懸案の北方領土問題を抱えていることは言え、ロシアの民主化と安定はまさに世界共通の関心事となっていることをふまえ、日本が思い切った支援策を、あらゆる方法で実施することが緊急に必要であろうかと考えます。総理のご所見を伺っておきます。

細川連立内閣の誕生は、自民党長期一党支

配のもとで繰り返し起きた金権腐敗を断ち切

り、清新な政治を取り戻して欲しいという國
民の強い願いによるものであります。その
意味で私は、総理の所信表明が「政治改革政
権であることを肝に銘じ、政治改革の実現に
全力で取り組む」と表明されたことを、心か
ら歓迎し、議会制民主主義の死に至る病とな
った政治腐敗を根絶し、その生命を取り戻す
ために、私たちも全力を尽くす決意を表明し
たいと思います。

さて私は、新政権の政治改革の基本は、さ
る七月二三日に、さきがけ日本新党の代表委
員としての武村さん、細川さんの呼びかけに
あると考えます。今日、連立与党に参画した
各党は、この呼びかけに賛同して集まつたか
らであります。

この呼びかけは、政治改革について、二つ
の大きなテーマを提起しております。

その第一は、「企業団体献金の廃止に踏み
出す」ということであり、「政・官・財癒着
にメスを入れ……国行財政と関係を持つ企
業・団体からの政治献金を断ち切る」という
ことであります。

私はこの提唱こそ、まさに国民が願つてい
る腐敗を亡くす政治改革に確かな一步を踏み
出すものと期待したいのであります。細川さ
んの企業・団体献金禁止に対する固い決意を

お示しいただきたい。

伝え聞くところによりますと、経団連も政
治献金の窓口となることを止める方針のよう
であります。この経団連の政治献金は、元來
がロッキード疑惑の反省として、個別企業や
個別業界の政治献金を野放しにすると癪着を
生むとして、「出す側の経団連」と「受け手
としての政治資金団体」という濾過装置を設
けるとされたものであります。その濾過装置
を廃止するということは、もはや濾過装置を
設けても濾過できないほどの癪着と腐敗があ
るということを、財界自体が認めたということ
ではないでしょうか。したがって私は、三
八年ぶりの政権交代の機会を千載一遇とら
え、ただちに企業献金を廃止すべきではない
かと考えます。そのためには懸案となつてい
る「政党への公的助成」について、思い切っ
た措置を工夫しても良いのではないかと考え
ます。

呼びかけの第二は、選挙制度の改革であり
ます。「選挙制度を小選挙区二五〇、比例代
表も二五〇とする小選挙区比例代表並立制と
する」というものであります。この呼びかけ
には、今日の連立与党である各党が次々に賛
意を表明し、自民党も從来の単純小選挙区制
から転じて並立制に踏み切ることを党議とし
ました。したがって私は、両党の呼びかけが
実を結び、国民が求める政治改革を実現する

見通しが極めて大きくなつたと考えるのであ
ります。

しかるに最近、連立政権与党のなかからも
基本合意に対しイレギュラーな発言が聞かれ
ます。そこで改めて、選挙制度改革の基本に
ついて、提唱者である細川さんのお考えを示
したうえでの、改革実現への決意を表明して
頂きたいと存じます。

また、政治改革については、腐敗防止、政
治倫理の確立が重要であります。七月二三日
の「政治改革政権の提唱」でも、「腐敗防止
のための連座制の強化」が謳われていること
を高く評価するものでありますが、その法制
化の実現を期待するものであります。

さらに、今日各地で摘発が進んでいるゼネ
コン汚職は益々拡大する兆しを見せておりま
す。政府はこれに対し厳格に対応することも
に、まさに政治浄化を進める内閣であることを
をしめしていくしかなければならないと考え
ます。すでに参議院で準備が進められている
情報公開法を一日も早く成立させるなど、こ
の点での細川さんの決意のほどをも伺いたい
と存じます。

政治改革の問題に関連して、参議院のあり
方について細川さんに所信を伺います。
二院制度下における参議院の役割は、一般
的に「衆議院に対する抑制・均衡・補完の機
能を通じて国民の代表機関たる国会の機能を

万全たらしめること」にあるというのが、専門家の共通した認識であります。

「選挙制度について」（メモ）

一九九三・九月（中央執行委員会決定）

に墮したり、慎重かつ充実した高い水準の審議が確保されず、政党的な強力な支配のもとで参議院の独立性や自主性が失われるならば、それはまさに参議院の無用論につながると言ふべきであります。これは、永らく本院に在籍された細川総理も実感として受けとめておられる存じます。

したがって、日本国憲法下における二院制のもとで、参議院の存在を高めることは党派を超えた共通の使命であり、本院において、河野議長らの努力を積み上げてきたところであります。また現在、進行中の「参議院改革協議会」を中心に本院を構成する各党派の英知を結集した新たな改革の取り組みと、その成果が待たれるところであります。

細川連立政権は、当面、最大課題である政治改革について、政府提案とされる方針と同様であります。しかし、衆議院に比例制度が導入されるのであれば、二院制度の本旨からして参議院議員の比例制度を含む選挙制度についても再検討が加えられるのは当然であります。総理は、日本国憲法下の二院制度における選挙制度のあり方について、どのような所見であるか伺って、連立与党を代表しての私の質問を終わります。

政治資金の規制について（メモ）

1. 企業・団体献金について

- (1) 国の行財政と関係をもつ企業・団体から、補助金及び融資等を受けている企業・団体等を対象とする。

① 国及び地方公共団体から、補助金及び融資等を受けている企業・団体等を対象とする。

- (2) 国及び地方公共団体から受注してい
る企業・団体等を対象とする。
- (2) 政治団体は全面禁止とする。
- (3) 政党及び政治資金団体について、原則
禁止とする。
- 但し、経過措置として五年後、廃止に
向けての見直し規定を設ける。
- (4) 政党及び政治資金団体に対する寄附枠
は（七五〇万円～五、〇〇〇万円）とす
る。
2. 個人献金について
- (1) 政党及び政治資金団体に対する寄附は、
一、〇〇〇万円（現行二、〇〇〇万円）
とする。
- (2) 政治団体に関する寄附は、五〇〇万円、
(現行一、〇〇〇万円)とする。
- *個人献金の枠は、一、五〇〇万円（現
行三、〇〇〇万円）となる。
3. 政党から及び政治家個人の取り扱い
- (1) 公職の候補者は、自己の政治活動を支
援する目的を有する政治団体の中から、
一つの政治団体を指定する。
- (2) 自己の政治活動に供する政党からの寄
附及び自己資金についてのみ、一五〇万
円を越えて寄附できるものとする。
- (3) その際、政治家の監督義務を入れ、違
反者の罰金、公民権停止を入れる。
4. 寄附の公開基準（年間）

- 化
- (1) 政治資金規制法違反者に対する罰則強
化
- (1) 政党及び政治資金団体へは、五万円
(現行一万円)
- (2) 政治団体へは、三万円（現行一〇〇万
円）
6. パーティー券は寄附とする。（現行事
業収入）
7. 罰則の強化
- (1) 政治資金規制法違反者に対する罰則強
化
- (1) 政金額の引き上げ。法人等の両罰規定
(团体罰)。公民権停止。
- (2) 禁固刑の実刑期間（現行 公民権停止）
に加え、五年間、罰金刑の場合は、確定
日から五年間、執行猶予期間中は、公民
権を停止する。
- (3) 連座対象を秘書等に拡大し、立候補制
限（衆五年・参七年）を設ける。
8. 講習会、その他の政治教育のための、集
会に必要やむを得ない実費の補償であつて
も、いかなる寄附をもしてはならない。
9. 使途不明金の厳しい規制について検討す
る。

東京都文部省本局二十三四(定価はすべて税込)
二〇二二年八月三日
発行東京二二四五〇五

**東北アジア
地域協力と日本**

冷戦終焉と経済発展をめざして

A5判上製/183頁
定価3300円

蛇名保彦

「主な内容」

第一部 東北アジア地域協
力の意義と課題
なぜ東北アジアか/東北アシ
シア/地域統合の意義/東北
アシア/地域統合の可能性
東北アジア地域協力の課題
第二部 世界経済の再編成
と東アジア
世界経済の再編成と国際経済
システムの不安定性/東アジア
第三部 國際分業構造の変
化と日本経済
海外直接投資の類型化と問題点

明石書店

資料



一九九三・八・二十四

談話

日本社会党中央執行委員長

山花貞夫

一九九三・九・四（於 金浦空港）

韓国訪問にあたつて

—韓国国民の皆さまへのメッセージ—

日本社会党中央執行委員長

山花貞夫

3. 今回の韓国訪問決定に至る経過の中で、ご努力、ご協力いただいた関係者各位に深くお礼を申し上げるとともに、韓国訪問を期に日韓友好促進に更に一層の努力を重ねていきたい。



1. 本日、大韓民国大使館より連絡があり、韓国与党・民主自由党的招待によって、九月四、五、六日の日程で訪韓することが決まった。連絡によれば、現地における日程については今後調整されることになつているが、金泳三大統領との会談も予定されていることであり、ご招待を大変光栄に思い、喜んでお受けしたいと考える。
2. 社会党中央執行委員長として就任以来、全国書記長会議における発言や党中央委員会の設置、影の内閣における論点整理、「九三宣言」の起草など対韓国政策について新しい見解を発表してきた。
3. また、韓国訪問の実現のため、政府、議会筋をはじめとする日韓関係者と精力的に面接、対話を努めてきた。とくに、去る八月一八、一九日の両日にわたり、孔大使と会見し、今回の韓国訪問決定に至つたものである。

一、貴国は、ことし二月に三二年ぶりに誕生した金泳三・文民政権に対して、心からお礼を申し上げるものです。

二、貴国は、ことし二月に三二年ぶりに誕生した金泳三・文民政権に

よって、大きく生まれ変わりました。金大統領は、韓国国民の強い支持を背景に国政のすべての部門で変化と改革を実践しながら、「新しい韓国」の創造に積極的に取り組まれています。一方、わが国も、この夏に三八年ぶりに、わが党も参加した連立政権が誕生しました。今こそ、「反腐敗の時代」のテーマに正面から取り組むときです。私もこのような時代の精神を担つて政治改革を進め、「新しい日本」の建設に踏み出したいと決意しています。冷戦構造は世界規模で崩れ、日本と韓国の政治もまた冷戦時代から抜け出ようとしている今日、「新しい日本」と「新しい韓国」は、その共有する民主主義的価値観と、文化的・歴史的共通性の上にたって、「未来志向の同伴者」として新しい両国の関係を発展させていくことが求められています。

一、未来志向の日韓関係を築いていくためには、歴史の負債を背負うべき日本がまず自らの過去に真正面から向き合わなければなりません。たしかに、謝罪の言葉は、それがいかに誠意に満ちたものであつたとしても、犠牲を強いられた側に過去を断ち切らることはできません。しかし、謝罪の言葉がなければ、加害者の側にとって、未来は断ち切られたままになるだけです。先月一五日の終戦記念日において、新政権の細川護熙総理と土井たか子衆議院議長は、戦後初めて率直な言葉で日本の戦争責任について表明しました。私は、今回の貴国訪問を通じて、社会党委員長として、日本軍国主義が韓國の皆様に耐え難い犠牲と苦痛を強いたことに対する心よりお詫びするものです。

一、私はまた、このソウル滞在を通して、韓国国民の皆様が社会党に對して抱いておられるであろう不信感を少しでも解きたい、と考えています。もちろん、一回の訪問で、一回の会談で、長年にわたる

疑念や不信が解消するわけではないでしょう。しかし、私が何よりも訴えたいことは、わが党は一貫して過去の植民地支配に対する反省に立脚して、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国との関係づくりに努めてきたという事実です。しかし、わが党の中に不信を招くような言動がありましたし、その点については反省すべきあります。韓国国民の皆さんにおかれでは、わが党が「植民地支配に対する謝罪」という基本姿勢を堅持し続けたからこそ、先の八月一五日の声明が生まれたという点をぜひご理解いただきたいのです。

一、私は、この場を借り、改めて懸案事項に関する、わが党の立場を明らかにしておきたいと思います。第一に、過去の植民地支配について、日本は誠実な謝罪を行ない、関連国際条約と道義的責任の観点から、両国国民の納得できる措置を講じるべきです。第二に、わが党は日韓基本条約を承認するとともに、今後とも両国が同条約前文の精神に基づいて、相互の福祉と共通の利益の増進のために、また国際の平和と安全の維持のために、緊密に協力していくべきである、と考えます。第三に、朝鮮半島の非核化に関しては、「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」を支持し、とくに懸案となっている朝鮮民主主義人民共和国の核検査問題については、同国が早期に核拡散防止条約に復帰し、国際原子力機関の保障措置協定を完全に履行するべきであると表明しています。同時に、日本自身も非核三原則を厳守し、国内外に非核の決意を鮮明にしなければならないと考えます。第四に、統一問題については、朝鮮半島の分断に責任を負うべき国家として、平和的統一に向けた大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の努力に最大限、協力する決意です。

一、私は、今回の韓国訪問を通じて、第一に、日韓両国民が眞の和解に基づいて未来志向の隣国関係を築いていくきっかけを作りたいと

念願しています。そのためにも、日韓関係を考える上で忘れてはならない場所を訪れ、日本軍国主義の過去の過ちを私自身の胸に刻み込みたい、と考えています。第一に、韓国国民の皆さんに日本社会党の本当の姿を知つてももらうことにも全力をあげるつもりです。したがつて、できるだけ大勢の人々に語りかけ貴国のマスコミの方々に会い、質問や疑問に誠実に答えていきたいと思います。第三に、金泳三大統領をはじめ、各界の要人の方々との会談を通じて、日本と韓国、日本と朝鮮半島との関係において、社会党の果たすことでのける役割を探り、帰国後、その責任を積極的に果たしていく決意です。

一九九三・九・五（於 ソウル）

中央大学韓国同門会での講演

日本社会党委員長

山 花 貞 夫

※※※※※※※※※※
一、中央大学韓国同門会の皆さん。私は一九五八年に中央大学法律学科を卒業いたしました山花貞夫です。
私は昨日、日本社会党の現職委員長として初めてソウルの地に第一步を踏みしめることができました。一衣帶水の最も近い隣国・大韓民国に、長い長い道程を経て、この地に立つことができました。感激いたしております。私ども日本社会党の長年の希望を実現するためにご尽力をいただいた金泳三大統領をはじめ招待いただいた金鍾泌・民主自由党代表委員や関係各位に心より感謝申し上げます。

そして、早速このよだな場を設けていただいた同門の方々に心からのご挨拶を申し上げたいと思います。

一、貴国首都ソウルは、金泳三大統領の下、新しい韓国の発展を象徴する輝きを見せていました。三二年ぶりに誕生した正統性とモラルを備えた文民政権によって、大きく生まれ変わろうとする姿を目のあたりにすることができます。

貴国においてドラスチックに進むさまざまな改革が、国民の圧倒的な支持を受け、国民の合意を形成していることを強く感じました。わが国・日本においても、つい先月、三八年ぶりに政権交代が行われ、長い間野党だった日本社会党が参加した細川内閣、改革連立政権がスタートしました。この連立政権は、金権腐敗政治の一掃をはじめとした政治改革を実現することを最大の任務といたしておりました。私は連立与党第一党の委員長として、細川内閣の政治改革担当の大臣としての任務を背負っています。

期しくも、「新しい韓国」と「新しい日本」が、二一世紀の入口に立った今、飛躍のための改革に足並みをそろえたのであります。

一、目を世界に広げれば、米ソ両国の対立を軸とした冷戦構造が崩壊し、地球的な再生の途が開かれています。自由、平等、民主主義、人権尊重を基本価値として共有し、未来志向のパートナーシップを大切にしていく時代に入ったと考えます。新しい韓国と新しい日本もまた、両国関係はもとより、アジアと世界に共通の価値観をたずさえて、新時代に生きていかねばなりません。

アメリカのクリントン大統領は、就任演説のなかで、「奥底からわきあがる強い力が、世界を揺さぶり、作りかえようとしている。いま緊急の課題は、変化を敵ではなく、味方につけるということだ」と強調されました。私は、新しい韓国と日本にも、示唆に富む

ものだと考えています。嘗々と続いてきた負の財産や変化、改革にともなう痛み、策略や打算もうずまいています。しかし私たちは、未来をみつめて、大胆に改革を進める政治的使命をもっていると思います。

一、私が、未来志向のパートナーシップを築こうと訴えていることは、過去にはおかむりしようとするではありません。日韓両国間の揺るぎないパートナーシップの確立のためには、日本が自らの過去に深い思いをめぐらし、歴史の負債を償う姿勢を明確に示すべきだと私は考えてきました。「歴史に目を閉じる者は、現在も、未来も語る資格はない」ともいわれます。政治家の肝に銘じることだと考えます。

日本が貴国に対して三六年間も植民地支配を受けた加害者として、また侵略戦争によって言葉に尽くし難い苦しみと悲しみを与えたことについての謝罪をすることがすべての前提であります。

戦後四八年を経た今年八月一五日、日本の細川總理が率直な言葉で日本の戦争責任を表明しました。社会党の元委員長だった土井たか子衆議院議長は、心を痛めてきた心情を披瀝し、貴国をはじめとするアジアの人々との眞の和解と信頼関係を求める姿勢を表明しました。私たち社会党は未来を見つめて過去を清算する確かな歩みを訴えつづけてきました。

一、金泳三大統領は二日、日韓議員連盟の訪韓代表団との会談で、従軍慰安婦問題について「日本は歴史に新しい認識を持ち、真相を明らかにして堂々とした姿勢でいてほしい」と述べられ、日本に金錢的な補償を求めないと心の広い姿勢を示されました。

社会党は、従軍慰安婦問題などのいわゆる戦争責任問題については次の四つの観点が不可欠だと考え方を主張してきました。まず第一は、

日本政府が加害者としての自覚と反省の姿勢で事態を徹底的に調査し、真実を究明することです。第二は、真摯な謝罪です。わが国の國權の最高機関である国会において「過去の侵略戦争についての謝罪と反省」の決議を行いたいと思っています。第三は、誠意ある補償のための措置です。大統領の心の広い発言に応えるためにも、両国民が納得できる措置を真剣に考えるべきだと考えています。そして第四が、歴史教科書について正しい認識にもとづく記述をおこなうことだと考えます。

政府と社会党の考え方には、なお、ミゾがあります。私たちの主張を今後の政府の政策に生かす努力をつくしたいと思います。

一、ここで私は、韓国国民の皆さんに日本社会党に対して抱いておられるであろう疑念に対し、心から謝罪いたします。日本社会党はすでにふれましたように、日本軍国主義の侵略戦争が貴国をはじめとすくに三千万人以上の尊い生命と測りしれない犠牲と悲しみを与えたことを深く反省し、あわせて日本国民自体にも三百万人の生命と廃墟をつくりだしたことをくりかえさない「反戦平和の党」を金看板とする活動を続けてきました。平和と民主主義、人権尊重を掲げた日本国憲法を政治と国民の暮らしの中に生かす「護憲の党」ともいわれます。在日韓国人の法的地位を守る活動などもこの立場で全力をあげてきました。

しかし、社会党は長い間野党的地位にあったことから、冷戦時代のカラに閉じこもった自民党政府の外交方針の欠陥を正しながら、先見性をもって補完外交の展開を心がけながらも、限界がありました。朝鮮半島政策についても、皆さんに「北ベタリ」との印象を強くもたらしました。反省します。

反省の上で私が訴えたいことは、「日本の侵略支配によって苦しみと悲しみを与えた相手は全朝鮮民族であり、貴国と朝鮮民主主義

人民共和国の区別はない」というのが日本国民の道義であり、見方であるとの認識です。この立場から半島の分断を固定化するのではなく、民族の和解と平和的統一に協力する姿勢をとってきました。

一、社会党のこうした立場は、一九六五年の日韓条約に際しても反対をしました。

しかし、時代は大きく動きました。社会党は、九一年九月、貴国と朝鮮民主主義人民共和国が国連に同時加盟することを重く受け止めました。とくに貴国が自主的に旧ソ連や中国との国交を樹立され、本格的な文民政権を誕生させたこと、しかも国家統合まで視座に入れられたことにより、半島でも冷戦体制を終わらせようとしているとの認識を強くもちました。私は、日本社会党の側の認識の遅れを感じながら、あらためて日韓条約を承認し、日韓・日朝政策の見直しに着手しました。

冷戦時代には、自民党が貴国と、社会党が共和国との関係維持にウエートを置いていた日本外交の状況を是正するため、まず社会党が大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国とのバランスのとれた友好関係確立に努力することにいたしました。

一、御承知のように、日本社会党は朝鮮労働党との友好関係を持つています。私は、貴国の民自党の招待を受けてソウルにありながら、あえてこの事実に対する理解もお願いいたしたいと思います。

今貴国には、核開発の問題と核拡散防止条約に復帰するのかどうかで世界の注目が集まっています。その点では今月中旬の米朝会談の実りある成果を期待するものであります。その点では復帰への説得活動を行いました。

貴国が国際社会から非難されて孤立するような事態は貴国をはじめ私たち日本国民にとって有益なことではありません。社会党は長年続けてきた友好的関係の立場からも、率直に意見を伝えることが大切だと考えています。

私は、唯一の被爆国である日本国民の原水爆禁止運動の蓄積を踏まえながら、「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」を支持し、その実現に全面的に協力する決意を表明します。

朝鮮民衆の民族的和解と平和統一が、わが国や中国を含め、北東アジアの緊張緩和と共存共栄に大きく寄与することを自覚し、日韓両国民の共同の努力を重ねようではありませんか。

一、最後に私は、日韓両国民の日々にとつて欠かすことのできない文化と暮らしについて触れたいと思います。

日韓両国は、儒教文化といわれる歴史的共通性や、コメを主食とする食生活および農耕民族の類似性もあります。コメ問題については、市場開放反対という今日的にも共通の方針があります。両国は共通性とともに、それぞれが育てあげた独自の文化性も大切にしながら共生の立場が必要になっていると思います。

経済の問題では、両国間の貿易上のインバランスを是正する努力が日本の側にあるでしょう。貴国の「新経済一〇〇日計画」「新経済五ヵ年計画」の成功を期待するとともに、日本側の出来うる協力、とくに先端技術交流を含めた産業技術協力のあり方につきましても、政府レベルおよび民間レベルの両面で真剣に検討させていただきました

一、中大同門会の皆さん。私は一回の訪問や一回の会談すべてがなしうるとは思っていません。しかし、さまざまな積年の障壁を克服して、今日この場にいる私は、山を乗り越えて、小さな花でも咲か

せたいと考えている山花貞夫です。社会党は、この私の願いをやがて日韓両国民の間に友好の山脈を築き、多くの花を咲かしてくれるものと確信します。

その日のために、校歌「草のみどりに風薰る…」を力強く歌い、肩を組もうではありませんか。

ご静聴ありがとうございました。

(韓国語)

一九九三・七・二九

一九九三年産生産者 米価等に関する申し入れ

一九九三年七月二十九日

日本社会党

中央執行委員長 山花貞夫

コメ市場開放阻止・

農業再建闘争本部長 嶋崎

農林水産局長 谷本

農林水産部会長 辻一彦

農林水産大臣 田名部 匡省殿

今日の我が國稻作農業は、ガット農業交渉に見られるコメ市場開放の外圧、相次ぐ米価の引下げや農村の過疎化、後継者不足など将來展望を見出せない状況にある。

我が國農業を再生していくためには、生産者と消費者の合意を基礎にこれまでの効率主義をあらため、農家の生産意欲を伸ばし、家族農業を守り、環境保全型・安全性重視の農業に転換していくことが重要である。

このため、政府に対し左記事項の実現を強く求める。

一九九三・七・三〇

九三年版『防衛白書』について

日本社会党政策審議会長

日野市朗

一、本日、政府は九三年版『防衛白書』を閣議決定した。白書は、とくに冷戦後の地域紛争の頻発や武器の移転・拡散問題を指摘し、国連の役割に対する「期待」の表明と地域的な安全保障機構の重要性に言及している。また一方で、地域紛争の完全な解決の困難さについても目を向け、今後の国連の役割に関する議論について注視する姿勢を示している。社会党を含む八党派は、連立政権樹立にあたっての覚え書きで、「国連を中心とする国際平和の実現に取り組み、PKOを含め国連への協力を積極的に進める」とこととし、さらに「国連改革に取り組む」との合意に達した。社会党はこの合意に基づいて、日米二国間の同盟関係を維持しつつ、国連の機能強化および地域の安全保障システムの構築を積極的に位置づける重層的な安全保障政策の確立をめざす。

二、白書はまた、「新たな安全保障環境構築のための努力」として、近隣諸国との対話の拡充や、国連の軍備管理・軍縮努力に対する協力の意義と実績を強調している。八党派の覚え書きは、「日米関係の基軸としての日米安保条約を継承するとともに、アジアの平和と安定に貢献する」ことを基本政策として掲げている。折からASEANは安全保障対話のための地域フォーラムの創設を決定した。社会党は、アジア太平洋のこうした新たな動きを視野に入れながら、

防衛庁・自衛隊のこうした任務・機能が、アジア・太平洋地域における安全保障対話から信頼醸成措置へ、さらに軍備管理・軍縮の進展から紛争防止の地域的なシステム構築への大きな流れを促進するものとして、着実な政策を積み重ねる所存である。

三、白書は日米安保条約について、日米の広範な友好協力関係及び日本外交の基盤としての意義を指摘する一方、米国の経済的地位低下や財政的制約などの理由から、米国の同盟国へのコミットメントの不確実性を暗に示唆している。白書はまた、単に東西冷戦の終結による軍事情勢の変化と人的資源制約に対応する防衛力の在り方の検討の方針を示している。社会党は、新時代に対応する健全な日米パートナーシップ確立のために、国民合意の下に政治・経済・社会の幅広い友好協力関係の一層の増進をはかる。そして「かつての戦争に対する反省を踏まえ」（連立政権樹立に関する合意事項）た新時代の外交・安全保障政策を展開し、アジアの周辺諸国との信頼関係を再構築して、地域の安定に寄与する。

一九九三・八・三

人事院勧告について（談話）

日本社会党公務員対策特別委員会

委員長 山口鶴男

1 本日、人事院は内閣総理大臣と衆参両院に対して国家公務員給与を平均六、二八六円（一・九二%）引き上げ、期末・勤勉手当を〇

・一五月分引き下げるを中心とする勧告と、介護休暇制度及び

休日代休制度の新設、高齢社会に対応するための新たな再任用制度や短時間勤務制度を検討するなどの報告を提案した。

勧告では、扶養手当や単身赴任手当について改善されるなど評価できる面もある反面、民間の厳しい状況を反映したとは言え一時金が削減されるなど不十分である。また、官民比較方法については抜本的な改正に至らなかつたが、今後も引き続き検討し、改善するよう強く求めたい。

2 また、報告では、週四〇時間勤務制及び交代制勤務職員に係る四週八休制の原則を確立するとともに、介護休暇制度及び休日代休制度を新設するため、別途、立法措置について意見の申し出を行うとしている。これらの今回の人事院報告は、介護休暇制度を無給とするなど一部不十分な点はあるが、全体としては労働時間の短縮や労働時間制度の整備に向けた前向きのものとして今後具体化されることを期待する。

3 高齢社会に向けての対策については、新たな再任用制度を導入する方向で進めるべきだとしている。また、雇用と年金の必要性を強調しているが、今回の報告では、再任用される者の給与や年金はどうするのか、具体的に明らかにされていない。再任用制度を導入するのであれば、働きを適正に評価する給与と公務員制度の一環としての退職年金制度の性格を十分に考慮したうえで、所得のあり方を検討すべきである。

4 人事院勧告の実施は年金や恩給など国民生活に与える影響も大きく、これを抑制すれば結果的に民間賃金にはね返り不況からの脱出を遅らせるにもなりかねない。政府は、速やかにこの勧告を完全実施する閣議決定を行うとともに、必要な給与関係法改正案を早期に国会提出すべきである。

今回的人事院報告によって公務員制度の改善が図られれば、これ

が民間に与える影響はけっして小さなものではない。政府は、これらの提言についても充分検討を進めるべきである。加えて、中央集権的で非効率的な国の事務事業のあり方を見直し、国から地方自治体への権限委譲を進める際には、ゆとりある職場の実現に向けて環境整備に努めるべきである。

政府にあっては、与党並びに公務員共闘・公務員連絡会等との話し合いを進めて、今後とも、公務員制度及びその運用の改善に努めていくよう期待したい。

一九九三・八・一五

終戦の日にあたつて

日本社会党

一、三百万人の日本人、二千万人のアジア太平洋の人びとの尊い生命を奪った戦争は、四八年前のこの日、終結しました。日本社会党はいま、改めてその戦争を引き起こした日本の責任に深い反省の思いを致し、すべての戦争犠牲者に深い哀悼の意を表します。

一、世界は対立と軍拡競争の時代から、協調と軍縮の時代へと転換をとげつつあります。確かに現在地域紛争という戦争は地球上からなくなつてはいませんが、世界平和は一步一歩現実のものとなりつつあります。不戦の誓いを憲法に深く刻み込んだ私たち日本人は、いまこそ世界に対する責任を積極的に表明し、行動を起こさなければ

なりません。それは軍縮と普遍的安全保障の枠組みをつくりあげることであり、その前提として、戦争責任に基づく誠意ある謝罪と戦後補償を早期に行い、アジア太平洋の人々との信頼を据えなおすことをあります。

一九九三・八・一五

一、このたびわが党が与党第一党となつて、自民党に代わる新しい政権を樹立しました。細川氏の首班指名が八月六日、組閣が八月九日という被爆の日であったという偶然は、この新政権が平和と軍縮への志をその原点に持っていることを暗示しています。それは土井たか子衆議院議長の誕生、細川首相の侵略戦争、戦争責任への明確な言及によつても、証明されつつあります。

一、連立与党は政権の発足にあたり、戦争に対する反省を踏まえ、世界及びアジアの平和と軍縮のために努力することで合意しました。わが党は、その第一党として、国会決議を始めとする具体的な取り組みを積極的にリードする決意です。そのことによつてこの八月一日は、これまでの四七回のどの八月十五日よりも、意義のある誓いの日となるでしょう。

ここに日本社会党を代表して、過去の戦争の犠牲となり、かけがえのない生命をうばわれた戦没者の皆さまの御靈に対し、謹んで慰靈のことばを捧げます。

わが国が第二次世界大戦の悲惨な体験を反省し、再び戦争の加害者にも、被害者にもなるまいと誓つてから四八年、半世紀近くを経過いたしました。この間は、わが国も世界も決して平坦ではありませんでした。この間は、わが国も世界も決して平坦ではありませんでしたが、平和への道のりを確實に歩んできました。

敗戦後の廃墟から立ち上がつた国民の血のにじむ努力は報いられ、わが国は世界の奇跡と呼ばれるほどの経済発展をとげました。そこには、戦争の惨禍に対する厳しい反省、とりわけ戦没者の皆さまの無念を、決して繰り返してはならないという国民の総意があつたと確信いたします。

戦後半世紀を経た今日、世界は対立と軍拡競争の時代から、協調と軍縮の時代へと転換をとげつつあります。確かに現在地域紛争という戦争は地球上からなくなつてしまふが、世界平和は一步一歩現実のものとなりつつあります。

このたび自民党に代わる新しい政権の樹立にあたつて、わが党は連立内閣の一翼にならうと参画いたしました。世界平和の創造にむけて、わが国が進むべき方向の舵取りをする責任の重大さを真剣に受け止めております。

細川首相は就任にあたつて、日中戦争に始まる一五年戦争は、わが

慰靈のことば

国による侵略戦争であると明言いたしました。また、連立与党は政権の発足にあたり、戦争に対する反省を踏まえ、世界及びアジアの平和と発展のために努力する決意を内外に明らかにすることで合意しました。

わが党は、連立与党として、それを具体化すべく積極的な取り組みを進める決意です。

戦没者の皆さま、私たちは皆さまの思いを受け継ぎ、これから日本での平和の進路を定めるために、すべての戦争犠牲者に対する謝罪と償いをより明確に果たし、アジアと世界から真に信頼される日本をめざします。

今日、豊かさの裏側では人類の生存をおびやかすさまざまひずみも生まれています。地球環境の破壊は戦争とおなじく人々の生命をおびやかしています。私たちは、何よりも人間の尊厳を重んじ、自然とともに人間が生きていることをみつめ、人権や環境、文化を重視した人類共生の道を歩んでいくことこそ、戦没者の皆さまの尊い犠牲にお応えすることと確信いたします。

戦没者の皆さま、どうかあたたかく見まもってください。やすらかにお眠りくださいますようお祈り申し上げ、慰靈のことばといたします。

一九九三年八月十五日

日本社会党中央執行委員長代行
久保 亘

一九九三・八・一九

細川総理の所信表明に関する要望

わが国は、過去の侵略行為と植民地支配によって、多くの國の人々に耐えがたい苦しみと悲しみを強いた事実を率直に認めず、また誠意ある謝罪及び補償を行なわないまま今日に至っています。

一九九五年（平成七年）、アジア・太平洋戦争の終戦五十周年を迎えます。それに向けて私たち社会党は、次の臨時国会において、国際社会において謝罪し、同じような行為を二度と繰り返さないことを誓うとともに、できる限りの真相究明と補償を行なうよう努めたいと考えていました。そこで、総理の所信表明演説におかれでは少なくとも左記の事項を明確にされるよう要望いたします。

記

一、歴史的事実の確認と謝罪

過去の日本は「大東亜共栄圏」の名において諸外国を侵略し、植民地支配を行ない、諸外国とりわけアジア諸国民に対して、数多くの残虐非道な行為を重ねたという歴史的な事実について大胆率直に認め、謝罪すること。

二、真相の究明と補償の検討

「従軍慰安婦問題」や「強制連行問題」について、これまで政府が行なってきた調査だけでは不十分であることを認め、内外の協力を得

一九九三・八・二八

党全國書記長会議

委員長あいさつ

日本社会党委員長
山 花 貞 夫

ながら被害者側に誠意が伝わるようさらに真相究明に努めるとの姿勢を明確にするとともに、そのための予算措置、人員配置などを来年度に向けて具体化するよう公約すること。また、ユダヤ人や旧占領地に対して旧西ドイツがとった措置、強制収容された日系米人・日系加入等に対するアメリカ・カナダの対応などを参考にして、適切な補償方法について検討する旨を表明すること。

三、国会への積極的な協力

真珠湾攻撃五十周年、柳条湖事件六十周年に当る一九九一年に、自民党及び社会党はそれぞれ「不戦決議」「侵略戦争への謝罪と平和の決議」などの国会決議案を準備した。また社会党は、調査と補償方法の検討を国会としても本格的に行なうため、調査特別委員会の設置を提言してきた。しかし、これらは諸般の事情によって本格的な協議に入れないままに推移している。そこで、今後予想されるこのようない国会のとりくみに対して、政府の立場から最大限の努力を惜しまないことを表明すること。

一九九三年八月一九日

日本社会党政策審議会

戦後補償対策特別委員会

委員長 山 口 鶴 男

内閣総理大臣 細川護熙 殿

先般皆さんにお集まりいただいたときは、ちょうど連立政権協議の真っ只中でした。そしてこの一ヶ月、非自民八党会派の連立合意、土井衆議院議長の誕生、細川首班指名、そして改革連立内閣の組閣など政治史は次々と書き替えられてきました。

本日、改革連立内閣はじめての国会が終わりますが、政局は政治改革をめぐってただいまも激動を続けています。しかし、いまこの時期を逃しては党再生の議論は大きく遅れ、政治改革の流れを見ると、社会党は貴重な時間を失い、大きな遅れをとるといわざるをえません。したがって本日は、忌憚のない建設的な議論を進め、みなさんとともにに党の明日の展望をひらきたいと思います。

私自身の決意につきましては既にお手元に届いていると思いますが、「所感」の中で明らかにしています。総選挙後、毎日が政治決断の連続といつても過言ではありませんでした。したがって、前回の書記長会議でみなさんから早くケジメをといわれながらも、その趣旨に沿って迅速に対応できなかつたことについてお詫びいたします。まず、国民に対する責任と今日における政治課題に着実に対応し、しかるのうちに党内に対する責任を果たす、これが今日の社会党党首の務めであると考えてまいりました。

昨年夏、日本新党が結成された後政界再編の機運が高まり、自民党の分裂によって不可避の現実となりました。爾来、私には党内外にさ

まざまな意見が渦巻く中で、党の統一と團結を守り、この党の存続を果たすために、限られた道を歩いてきたとの思いがあります。五五年体制は崩壊したとされます。現実を直視するなら先の選挙において、非自民の政治への期待は必ずしも社会党に向かはず、変化と改革を求める国民は新党の誕生を歓迎しました。もはや、非自民だから社会党という投票行動は期待できなくなっています。あるいは自民党も再分裂するかもしれません。しかし、書記長報告にもあります、残念ながら労働組合員の意識の変化をはじめとして社会党勢力の力量・基盤低下が見られる今日、私たち自身も従来の議席や得票率・数を念頭において議論すること自体が再検討を迫られています。中選挙区制においても、併用制においても現状のままの社会党が大幅に議席の回復を必ず果たせるという保証はありません。

私たちの好むと好まざるとを問わず、政界再編は不可避といわざるをえません。この再編の渦の中心を冷静に見るならば保守一党体制への志向が明らかであることも事実です。社会党の原点はなんでしょうか。平和と民主主義、そして平和主義、主権在民、基本的人権の精神を貫く憲法を擁護し、政策の中に実践させるということに尽きると思います。そのためにも私たちは、今日的な国民要求に応えながら、同時に社会の健全性を確保し、自由・公正・連帯を軸とする社会民主義主義勢力の存続と発展の中で、明日の日本と世界の平和と民主主義を擁護し発展させることにあると考えます。

しかし、社会党を守るという視点だけから改革を怠り、現状を守る道が国民に歓迎され、社会党への支持を回復させうる戦略となりえるでしょうか。それは、五五年体制の崩壊の過程に自らを埋没させる道にはかならないと私は考えます。私は、各党それぞれが苦しい道を摸索している中でこそ、党が積極的に攻めの姿勢で改革に討つて出るこれが党の再生と存続の唯一の道であると確信します。さきがけ日本新党の改革提言を私たちが受け止めることなく、非自民の連立政権とい

う大義を歩まなかつた場合、政権は自民党を中心とする亜流連立政権の手に落ち、そのもとで並立制を軸とする政治改革が進められることになったでしょう。そのとき、私たちは自ら選択した野党という立場に基づき、改革反対を叫ぶのでしょうか。あるいは眞の政治改革を主張するのでしょうか。細川政権に対する国民の支持率一つを見ても結果は明らかではないでしょうか。同時にそのような方針は、党の統一と團結も守りえないものといわざるをえません。

私は、自ら政治改革の先頭に立ち、新しい制度づくりに当たつて少しでも私たちの意見を反映させ、その制度の中で党の存続と発展を遂げる展望をつかむことが唯一の道であるとの確信に立ち、非自民の連立政権の追求、土井議長の実現などに邁進してまいりました。私自身の入閣につきましても思いもよらぬことでしたが、これも現時点における社会党党首としての責務であると思い至り、総選挙敗北の責任を重々感じつつも、国民とその期待を担つた連立政権への責任を優先させる決断をいたしました。

確かに今日、各報道の分析を見ても新制度における社会党の議席については厳しいものがあります。しかし、私たしが腐敗をなくす政治改革を着実に前進させ、新しい制度の中で国民の支持を回復する努力を尽くし、実績を擧げる中で必ず党の存在価値が新しい時代の中で定着することを信じて疑いません。今日、党の新しいアイデンティティーが求められているとされますが、進んで時代の新たな価値観を国民に提示するということ以外に国民に支持を要請することはできないということにはかなりません。私は、その基本は、平和と民主主義、憲法擁護という党の輝ける歩みを正當に評価することの上にたって、私たちが個として個性を尊重しつつ、国際社会の一員としての世界的視野に基づく、グローバルな憲法的視点と政策の展開の中にその鍵があるとの思いで、創憲論を提起いたしました。しかし、ここはさらに全党で、内外の協力をえながら議論していくだくべき課題であると考え

ます。

並立制で社会党は存続しそるのか、保守二党論に飲み込まれるのではないかという危惧が聞こえます。私は、私たちの積極性と組織、運動の展開によってこれを乗り越えなくては、どのような制度でも今日の危機は乗り越えられないと考えます。

勝負は政治改革の実現と次の選挙にかかっています。最近、多くの党員が党の行く末を悩み、自らの進路を考え、党を離れるという現象があります。私は、そうした思い悩む同志に訴えます。社会党だけではなく、あらゆる政党が自らの存在価値を改めて実証することが國民に、新しい時代に求められています。この困難を乗り切り、私たちがこの手で新たな時代における社会党の価値を生み出さないかぎり、私たちが掲げてきた信条は否定されてしまします。そして、私たちが支持を訴え、支えていただきてきた支持者への責任は果たせません。

私は「所感」の中で辞意を表明いたしました。全国の多くの書記長さんのご推薦、先の選挙で落選した多くの同志の推薦によって党委員長に就任したことをも踏まえて私の気持ちをお示ししたもので。しかし、韓国民自党の党委員長宛招待によりまして、九月四日から六日まで社会党外交の新たな展開を切り開く韓国訪問が控えていることもご賢察いただきたいと思います。同時に、政治改革と非自民の改革連立政権を守ることは社会党全体の国民に対する責任であり、いまは私の方なすべき仕事としてそのことに全力で取り組みたいと決意しています。みなさんのご理解をお願いいたしく存じます。

最後に、私の入閣によって党務に支障をきたすことのないよう、党を代表して入閣していくたゞく予定であった久保副委員長にご無理をお願いし、中央執行委員会のご承認をいただき、委員長代行へのご就任をご了解いただきました。従つて、本日の会議につきましても久保代行の統括のもとに進めていただきたいと存じます。以上をもって、ございさつといいたします。

一九九三・八・二八（全国書記長会議）

委員長代行あいさつ

日本社会党委員長代行

久保 巨

台風一一号の襲来する中、全国書記長会議にご出席いただいた皆さん、ご苦労さまでございます。私は先程、委員長の挨拶にございましたように、党首の責任の下に政治改革担当相として入閣された山花委員長の要請を受けて、八月一二日の中央執行委員会において委員長代行として党務全般に責任をもつよう決定されました。

八月九日に樹立されました細川連立政権が、政治改革政権として公約を果たし、同時に憲法理念と精神を尊重する政権として、変革の時代の内外情勢的確に対応する政策を展開する自民党に代わる本格的政権として任務を果たすため、連立与党第一党としての責務を遂行できるよう、党は団結して新政権を支えなければなりません。

同時に、総選挙の歴史的敗北を厳しく総括し、党の再建の道筋を明らかにした上で、新しい執行部をつくり、新制度の下で、たたかう党的主体的力量を強化し、そのための準備を急がなければなりません。そのため、八月一二日中央執行委員会において、定期全国大会を繰り上げて開催して総選挙を総括し、辞意を表明されている山花委員長をはじめ中央執行委員会全員の任期を満了することによって新執行部を選出していたたかう本日の書記長会議に提起し、ご意見を伺つた上で、定期大会の召集を正式に決定することにいたしました。したがつて大会に先立つて委員長選挙を行うことになります。

以上の方針を決定することについて、連立政権与党としての責任との関係において議論のあることは承知いたしております。

第一に党首として閣内にあり、政治改革の責任を抱えている山花委員長は、その任務を終えるまでは党首の地位に留まって責任を果たすべきとする意見であります。党首として入閣した責任は党首として完結することが望ましいことは言うまでもありませんが、任期満了に伴う党首の交代を政権参加が妨げてはならないと思います。仮に任期満了によって党首交代の事情が生じた場合といえども、閣内において党を代表する立場は維持され、党が全面的にその立場を保障し、支持することは当然の任務であると考えております。

第二に定期大会を繰り上げ、中央執行部の任期を短縮することのは非については、党内の世論にも配慮した上で中央執行委員会の判断であり、それ自体、重大な責任を伴う判断と考えております。同時に、定期大会のある期間延期してでも連立政権の与党としての任務を重視すべきだとの意見もありますが、そのことは総選挙結果に対する責任を明らかにし、新しい体制作りが急がれる中で、困難な選択であると思います。

第三に、繰り上げて任期を満了する執行部が、新しい執行部に再出馬することについての意見がありますが、総選挙結果に対する責任を、どのような形で果たすかは、それぞれの判断に委ねるべきであって、いずれの場合も党に対する重い责任感の上に決せられるものと考えました。したがって、定期大会招集による任期満了の形式をとることに致しました。

党は、宮沢内閣を不信任に追い込み、自民党を分裂させ、総選挙によって五年体制即ち自民党長期政権の終焉と新政権の樹立に成功し、連立与党第一党として政権に参画し、新しい時代をきりひらいてきました。しかし、その戦いの中で総選挙の大敗という厳しい結果を負うことになりました。

文字通り党は新しい時代に存亡をかけて再生再建の努力を迫られています。そのため意見の違いはあっても党の団結を強めるために論議書記長をはじめ中央執行委員会の協力のもとに全力を尽くす決意であります。全国書記長の皆さんのご協力を願い申し上げて、私のご挨拶にいたします。

※※※※※

一九九三・八・二八（全国書記長会議）

書記長報告

日本社会党書記長
赤松広隆

(1)

全国の都道府県本部書記長のみなさん。

先の書記長会議以降、国政ではまったく新しい状況が切り開かれました。私たちが追求し、国民が念願してきた新しい政権が誕生し、七四議席になったとはいって、私たちはその非自民連立政権の第一党としての使命を受けたのであります。三八年間続いた自民党一党支配の政治はここに終焉し、新しい連立政権時代が始まりました。

社会党にとって、四年ぶりとなる政権与党への転換は、党員や支

持者の方々に新鮮な感動とともに、少なからぬ戸惑いを抱かせていることも事実です。まして総選挙敗北の痛手から党勢をどう回復できる

のか、新しい選挙制度のもとでその展望を見出すことへの不安は、社会党に期待と愛情を寄せてくださる方々全体に広がっており、その意味でも私たち執行部の責任の重さを痛感します。

発足した細川新政権には国民の七割を超える驚異的な支持と期待が寄せられており、その第一党としての社会党の一挙手一投足に国民の視線が注がれています。この自覚に立つならば、私たちの進むべき道は、新政権が命運をかけた腐敗をなくす政治改革の実現をはじめとする国民的諸課題に一体となって挑戦し、その成果を通じて信頼を回復する以外にないことを理解いただけるものと信じます。

私たち中央執行委員会はこの困難な局面にあって、二つの課題を掲げて取り組んできました。その一つは「歴史的敗北」という総選挙結果を真摯に受け止め、けじめをつけ、新体制のもとで党再建の展望を切り開くことであり、いま一つは、この歴史的な新政権を支え、今秋の臨時国会で政治改革を実現するということであります。この二課題に誤りなく対処する党運営について、八月一二日に委員長から表明された「所感」を受け止めつつ、議論を重ねて参りました。その結果、大会から委ねられた私たちの任期が満了する本年一月が政治改革の成立を賭けた臨時国会の真っ只中に当たることも考慮し、できる限り早期に定期大会を繰り上げ、新体制を確立することにします。

この書記長会議は、先の総選挙結果を受けた七月二七日の会議での確認に基づき、①総選挙敗北の中間総括案を提示し、②特別国会を通じた政権対応をご報告するとともに、③大会開催を中心とする当面の党運営についての三点を柱に、討議をお願いし、合意を形成するために開かれたのであります。

以下、順次ご報告します。

(2)

総選挙総括についてはその重要性に鑑み、来るべき定期大会で正式に報告して、討議いただくため、別途お配りしたような中間総括案を中心執行委員会としてまとめました。ここではその概要を報告し、ご意見をうかがうとともに、大会までに全国選対責任者会議等を開催し、討論を深めることとします。

今回の総選挙は社会党にとって、獲得議席でも得票率の上でも、前回総選挙からほぼ半減したという結果に尽きます。また同時に、この得票率の水準は、七〇年代、八〇年代を通じて傾向的に低下してきた党の支持基盤の構造的弱さの延長線上にもあります。

また、政治情勢として、日本新党の本格参入と自民党分裂による新生、さきがけなど保守新党の登場により、これすべてを「非自民連立」の側に糾合し、自民党と対峙して政権を争うという、初めての構図になった点が最もきわだった特徴でした。党は「緊急改革政権」をめざす立場からこれを推し進めてきましたが、この実現過程には、保守勢力との連携への戸惑いが内に生じ、外に向かっては非自民の選択肢の広がりの中で社会党の存在意義が鮮明に打ち出せなくなるなどの困難が生じました。これらは一言でいって東西冷戦と「五五年体制」と呼ばれる自社対決時代が終わることに照応した政権党への自己改革が、理念、政策、運動、組織の各方面にわたって大きく立ち遅れてきたという問題点を示しています。

そのような構造的、歴史的侧面に着目しながら、候補者擁立と選挙協力、映像情報化時代に対応した広報対応と宣伝戦略、労働組合、女性、市民という各層への対策上の問題点など、多岐にわたる分析を試みています。

これらの総括は、党執行部としての戦術上の深刻な反省を含みつつ、連立政権への方針と、「並立制」導入を含む政治改革への今後の対策

確立に深くかかわってきます。全党でこの総括をめぐる論議を繰り広げ、定期大会の成功へと結び付けていただくよう要請します。

「九三年宣言案」の扱いについても一言申し上げます。冷戦後の世界と日本にあって、新しい社会民主主義の精神と姿を示す「九三年宣言」は、このたびの政治状況の変化を経てよいよ必要性と緊急性を増しています。したがって、新しい情勢にかかる補強、修正を加えた作成委員会案として、大会に報告します。

(3)

次に、特別国会を通じた政権樹立の経過について、簡潔に報告します。自民党の過半数割れという選挙結果を、「非自民連立政権」の樹立へと発展させる私たちの努力は、七月二九日に開かれた八党会派による党首会談での「連立政権樹立に関する合意事項」として、結実致しました。

こうして、土井元委員長の衆議院議長就任、八月六日の細川首班指名、八月九日の新政権の組閣へとつながったのであります。党としてはこの「合意事項」に、必要十分な主張を盛り込み得たと判断し、全面的にこの連立政権を支える立場から、山花委員長自身が細川首班からの強い要請を受け、政治改革担当相に就任したのを初め、六閣僚、八政務次官を入閣させたことも、ここにご報告しておきます。

内閣の陣容は連立六党首が勢揃いし、女性三閣僚を含むかつてない新鮮かつ重厚なものとなりました。党所属閣僚のポストはいずれも、この内閣の主任務である、腐敗をなくす政治改革の実現に重要な役割を期待されており、それにふさわしい人材を配置できたと自負いたしております。

こうした山花委員長の党首としての入閣に対応して党は、八月一二日の中央執行委員会において、久保副委員長を委員長代行とすること

を正式に決定しました。

細川内閣は既に、戦争責任の明確な表明や、急激な円高に対する規制緩和と差益還元を始めとする対策など、自民党にはできなかつた内外施策の実行へ、着実に動きだしています。八月二三日の所信表明演説では、政治改革政権としての決意を明確にしたほか、アジア諸国への侵略と植民地支配を反省する率直な歴史認識を表明、生活者優先社会への転換と貿易不均衡是正を柱とする経済政策も打ち出しています。この所信表明に対しては、衆議院では私が、参議院では久保委員長代理が、連立与党を代表して質問に立ちました。

これらの連立政権運営は、与党五会派の書記長クラスによる代表者会議を軸に、そのもとに政務、政策の各幹事会を設けて意志統一を図るとともに、各党を代表する閣僚と与党代表者による「政府・与党首脳会議」における密接な協議のもとに進められています。

このような目まぐるしい事態の変化のなかで、社会党の連立与党としての対応の強化が急がれています。執行委員会は、次期定期大会に「連立政権を支える機構改革の基本方針案」を提起できるよう、鋭意検討を進めています。その方向は、「政権を担う党務機構の確立」を決めた第57回定期大会方針を踏まえ、政権与党にふさわしい機構・運営を、党務と政務の両面にわたって具体化するものとします。

このような中央本部機構の改革は当然、都道府県本部をはじめとする党のネットワーク全体の改革につながるべきものであり、「政権党への組織プログラム」の豊富化と実施を急ぐ中で、調整をはかつてきます。

政権与党になつたことで運動面が受ける影響についても、十分な検討が必要です。政権がより強力に、誤りない方向で国民のニーズを実現するためには、従来の平和、人権、環境、生活、福祉などの面にわたる国民運動、市民運動を強めこそそれ、弱めるようなことがあってはなりません。それらの多様で新しい運動の活力は、党が連立の中で

存在意義を發揮し、政権と国民が必要な緊張関係を維持するためにも欠かせない要素です。

当面は、平成六年度予算にかかる自治体や団体・地域の要求を汲み上げて、編成に反映させることをはじめ、軍縮や戦後補償など平和とアジアの連帯にかかる課題、情報公開の推進、政治腐敗告発など、当面の重要な課題にかかる運動の提起を進めなければなりません。

この際、九月四日から六日まで、韓国与党・民主自由党からの招待に基づき、山花委員長を団長とする党代表団が訪韓することになります。報告しておきます。

(4)

既に先の書記長会議で報告しましたように、連立政権をめぐる緊迫した各党交渉の中で、①小選挙区二五〇、比例代表二五〇の小選挙区比例代表並立制を基本とする選挙制度改革②徹底した腐敗防止ため連座制の拡大や罰則の強化③政治資金の透明化推進と政党助成を伴った、企業団体献金禁止――の三点を基本にした合意を、さきがけ日本新党、及び社会、新生、公明、民社、社民連の間で取り交わしました。社会党としては、この合意内容の実現に全力を尽くすことで国民に対する責任を果たさなければなりません。

選挙制度の変更は、これまでの定数是正の経過をみてもわかるように、たとえわずかでも当該党组织や候補者にとって深刻な痛みと不安を伴わざるえないものであります。特に「並立制」導入に関しては、半数の比例代表部分があるとはいって、党的勢力確保が新設される各小選挙区での幅広い選挙協力に大きく左右されることから、その協力の中で党としての存在をどのように確保、拡大しうるか、さらに、党のリーダーシップによる政界再編の展望をどのように描くのかという戦略課題とかかわっています。小選挙区と比例代表の議席配分、二票制

か一票制か、などをめぐって連立与党間で続いてきた厳しい交渉も、このことを物語っています。

党は、久保委員長代行を責任者とする政治改革・選挙制度プロジェクトを通じて政治改革をめぐる法案作りに対する考え方を検討しつつ、昨日までの与党代表者会議等を通じ、精力的な各党間の折衝を続けてきました。

その結果、合意に達した概要について報告します。

選挙制度については、①小選挙区二五〇、比例代表二五〇の並立制②投票は二票制③一票の格差は「倍未満」とし、第三者独立機関による区画委員会を設置④比例代表選挙は全国単位⑤小選挙区と比例代表の重複立候補及び同一順位は可――とし、ほぼ党の主張を貫くことができました。

政治資金に関しては、党は企業・団体献金の全面的禁止を強く主張し、合意に向けてぎりぎりの協議を続けましたが、①政治家個人や政治団体に対しては即時禁止②政党に対してのみ認めるが、廃止の意見に考慮し五年後に見直し③寄付の公開基準を五万円以上と引き下げて透明化④個人による寄付促進のため税額または所得控除制度を導入――の諸点で合意しました。このほか政党本位の選挙に切り替えて、人口一人当たり五〇〇円を基準とした政党への助成制度を導入でも一致しました。

選挙違反に対しては、罰金の二・五倍化、立候補予定者の親族や秘書も連座の対象に拡張し、五年の立候補制限を科すなど厳罰化を進め、これまで手のつかなかつた政治資金規正法違反についても、公民権停止など罰則強化を盛り込みました。

政治改革政権に主体的に参加した社会党が取るべき態度は、その改革の中から党の利益と国民の願いが一致する部分で大胆に成果を追求することであり、急ぐべき準備はいかなる選挙制度のもとでも闘いつく、党自身の改革と支持基盤の再構築であります。

与党としての立場の活用と、政治改革の要素の中に、党再生につながる多くのメリットを見出すことができます。これらは総選挙総括案の中にも述べているところですが、全党的創意工夫で豊富化していくことが必要です。並立制の導入に備えて準備しなければならない点を、党改革と組織面の対応に限り、提起しておくことにいたします。

第一は、新しい区割りに対応した候補者擁立・公認推薦の進め方、および比例代表選挙の名簿作成と運動推進方法の検討です。連立与党内の多様な選挙協力が求められることに対応し、中央と地域、関係支援組織の緊密な連携のもとにこれを進める体制が必要となります。

第二は、都道府県本部のもとに、小選挙区エリアを単位とする選挙区協議会を設置し、これと従来の日常活動の基本組織である総支部、支部との関係を緊密化、一体化することが必要です。また社会新報読者や支持者ネットワーク、名簿管理をこの小選挙区エリアへ集中再編することも求められます。

第三は、連帶する会、連合などの労働団体を中心に働きかけ、団体献金禁止の方向のもとで、数百万規模の個人寄付を集めうる「共同者」を作りだし、これを小選挙区ごとの党地域組織と結び付けていく。財政面と、地域の支持者ネットワークを一体で確立する改革の方向です。

これらには、党の規約改正を含む、組織・財政上の根本的な改革も必要となり、選挙闘争方針に先立つて、次期定期大会でさらに具体的な改革方針を提起することにします。これにむけて党は現在、政治改革・選挙制度プロジェクトと選挙対策委員会を軸に、検討と研究を進め、コンピュータを使ったシミュレーション作業や政治地図データベースの確立・活用も急いでいます。

今後、法案の細部が明らかになるのに即して、本部と地域が一体となつた機敏な対応がとれるよう、対策会議を開催し、教宣資材作成を隨時進めていきます。

社会党の前には、かつて党が長い歴史の中で経験したことのない重い課題が、幾重にも立ちはだかっています。それは四五年ぶりの政権与党第一党としての責任であり、初めての大規模な衆議院選挙制度の改革であります。

私は報告の最後に、この決意を全員、支持者の皆さんに申し上げ、力強い新体制確立へのご協力を願うものです。

全国の書記長のみなさんによる、忌憚のないご議論をお願いいたします。

以上



「政策の焦点 I

建設談合問題と

公共事業の腐敗防止

石塚 賢治

はじめに

最近になって、長良川河口堰、東京湾横断道路、パシフィコ横浜（国際会議場）、横浜市営地下鉄などの公共工事をめぐる談合疑惑が報道されるなど、建設業界の談合体質が次々と明るみに出るようになった。過去の談合問題だけではなく、今年三月の金丸・前自民党副総裁の巨額脱税事件の摘発をはじめとして、五月には談合問題で公正取引委員会が山梨県に立入り調査、六月には仙台市長、七月には茨城県知事が相次いで贈収賄容疑で逮捕されるなど、公共事業をめぐる不祥事が続出しているような有様である。

これらの不祥事は、「ワイロ」の額まで談合するような建設業界の構造的な問題もさることながら、公共事業にかかる政財官の癒着がいかに凄まじいものかをよく表している。また、こうした癒着の構造は、贈収賄のような単純な汚職からはじまって、ゼネコン（総合建設業者）各社による不正献金、選挙の際の社員派遣などの「応援」、比例名簿への上位搭載を目指しての「党員」集めと「党費」立て替えに至るまで、保守党による様々な政治腐敗を引き起こしてきた元凶でもあった。

それが、政治腐敗が明るみに出るにつれて、発注者ぐるみの談合体質、政財官の癒着の象

総選挙の争点として

さらに、社会党は、今回の総選挙においても、仙台市長の逮捕直後で公示日直前の七月一日には「公共事業の執行適正化対策要綱」

微としての「指名競争入札制度」が強く批判されるようになるなど、公共工事の発注・契約制度のあり方が政治改革の重要な課題となってきたのである。

こうした経緯を踏まえて、社会党は、発注者が入札参加希望業者を数社程度「指名」したうえで入札を行う「指名競争入札制度」が、①不透明な指名によって発注者側の裁量を広げて、政治家の介入を生む温床となっていること、②指名される業者数が限定されることから談合が行われやすいこと、③指名制度を悪用して談合に参加しない業者を排除する、「天の声」によって談合を主導するなどの政治腐敗を招いていることなどの問題点を指摘。

市場メカニズムが有効に機能する開かれた公正な経済をめざして、公共事業を適正化して公正な競争による公正な価格形成を実現するため、国会の集中審議などを通じて入札・契約制度の改革を提案してきた。（この間の経緯については「第一二六国会報告」参照）

を発表し、「腐敗をなくす政治改革選挙」の重要な争点の一つとして位置付け、選挙政策の第一弾とした。この要綱は、①入札制度の競争性の向上、②契約及び契約に至るまでの過程における発注者、受注者間の対等性の向上、③入札及びランク付けに関する情報公開を中心とした透明性の向上、④談合による過当競争の防止と、「指名」に頼らない中小企業者の保護育成、の4点を基本的な視点として、従来の「指名競争入札」を原則とした制度の運用を改めようとするものであり、入札希望業者をあらかじめ審査して登録する「制限付き一般競争入札」の採用を主な内容としたものである。(要綱の詳細については政策資料九三年九月号参照)

これに対して、自民党政は、社会党が「公共事業の執行適正化対策要綱」を発表した翌日の七月二日(この日は中村建設大臣が大手ゼネコンに対して総選挙用の資金提供を要請していたことが報道された日でもある)「国発注の大型公共事業に『制限付き一般競争入札』を導入する方向で検討を開始する」方針を明らかにした。しかし、「大部分の公共工事については従来どおり指名競争入札を堅持する」というのでは、問題は解決しないことは明らかである。

さらに同じ日の日本記者クラブ主催の党首討論会においても、宮沢自民党総裁は「基本

原則として一般競争入札を考えていくべきだ」と持論を述べるに留まり、「(建設大臣の諮問機関である)中央建設業審議会で一度考へてもらいたい」として、政党としては何らの具体策も示さないまま、問題をすべて総選挙後に先送りした。自民党は入札制度の問題について有権者に政策を示さなかつたが、「日米協議もあるので一般競争入札を一部導入するのは仕方がないが、新制度は超大型の事業に限定して、利権構造の温存を図りたい」というのが、自民党的主流であることは間違いない。(七月五日付け朝日新聞の候補者アンケートでも、自民党的場合「指名競争入札は存続すべきだ」とする候補者が四七・五パーセントで、政党別では第一位である。ちなみに第二位は新生党で四三・八パーセント、第三位は新党さきがけで一一・四パーセント)

一方、その他の政党では、日本新党が七月二日発表の「政策理念と基本課題」の中で、「指名競争入札から一般競争入札に改める」としているほかは、態度が明らかでない党がほとんどであった。

このため、社会党は七月八日に、今回の総選挙の争点は引き続き「今の公共事業の仕組みをどう改めるのか、数々の不正の温床である指名競争入札中心の運用を改め、会計法の原則に戻り一般競争入札を基本とするのかどうか」であるという赤松書記長の談話を発表。「各党は、公共事業腐敗に対応策を示して、ともに国民の審判を受けるべきだ」と呼び掛けた。

しかしながら、公明党が七月十日に「『政・官・業』癒着防止のための緊急提言」中で、「指名競争入札制度の廃止」を発表したもの、自民党、新生党、新党さきがけ及び民社党は、姿勢を明らかにしなかった。(七月十三日を回答の締切り期限とした業界紙「日刊建設通信」のアンケートでも、これらの四党は「指名競争入札制度についての見解」を問われて、無回答ないし明言を避けている)

また、社会党は、「公共事業の入札・契約制度について審議会で検討を開始し、年内に結論を得て、来年度から新制度をスタートさせる」という枠組みは承認することを明言。そのうえで、行政官僚が主導する審議会や、自民党的建設大臣が任命した「学識経験者」たちにフリー・ハンドを与えることなく、一般競争入札を基本とするか限定的に扱うのかという大枠の方針は、総選挙の争点として各党が政策を競いあう中で、国民の審判を受けて決定されるべきであると主張した。これは、審議会の委員の構成によっては答申の内容が制約されかねないため、総選挙の結果が出る前に審議会が設置されることのないよう、ま

た人選が偏ることのないよう牽制する意図もあってのことであった。しかし、非自民連立政権樹立へ向けて日本新党・さきがけの姿勢が明確化し、茨城県知事が逮捕された七月二三日、自民党政は中央建設業審議会内に特別委員会を設置する方針を発表。特別国会招集直前の八月一日には同委員会の初会合が開かれるに至った。

連立政権が誕生して

三月に社会党の「公共事業に係る不正献金問題等調査特別委員会」が、山梨県の現地調査を行った際にも、県庁や建設省の出先機関は、過去の入札状況や建設業者のランク付けの情報すら公開しないという不誠実な態度に終始していたし、その後の国会審議でも、建設省事務当局は、一貫して一般競争入札制度の導入に抵抗し続けてきた。

七月初めでも「導入を検討する」という方針だけで、検討の結果、導入しないことも危ぶまれる状況にあつたし、一般競争入札制度を導入したとしても対象を大型の工事に限定しようという考え方であった。それが連立政権が発足する直前の八月三日になって、自民党中央建設大臣は、前日の中央建設業審議会の特別委員会の議論を受けた形で、一般競争入札制度の長所短所を把握するためのケー

ススタディが必要だとして、秋にも建設省直

轄の大型工事を対象として試行を行うよう事務当局に指示したという。だが、問題は試行の意味とその内容である。

連立政権が発足し社会党の五十嵐広三建設大臣が就任した後の九月八日、「一定の資格要件を満たした者による一般競争入札方式の試行について」中央建設業審議会に対して提案がなされ、工事費十億円以上の十三件の工事について九月中にも試行を開始することとなつたが、ここまでは残念ながら前政権の施策の継続にすぎない。試行の結果、本格的な実施体制の準備を検討することになるが、一般競争入札制度の導入そのものを見送ることになるのか、導入しても大型の工事に限定したまま終わるのか、工事規模にかかわらず導入することができるのか、これからが正念場である。

建設談合による受注調整は、全国各地の中規模の公共工事に至るまで日常的に行われているのが実態で、山梨県では、こうして受注した公共工事の受注高に応じて、建設業協会の賦課金・会費、選挙の際の献金、益暮れのつけ届けなどが割り当てられるシステムとなっていた。政治腐敗防止の観点からは大型工事だけに限定して一般競争入札を導入しても意味がない。

さらに、「試行案」の内容も問題である。

一件ごとの工事について、入札参加希望業者

(いしづかけんじ・政策審議会書記)

から参加資格確認資料を提出させ、発注者が参加資格確認通知を出していったのでは、「一般競争」と言つても運用次第で「指名」と大きく異なるおそれがある。「試行案」は、どちらかと言えば、特殊な技術を要する工事に適用するとされていた「技術情報募集型指名競争入札」と言っていたものの变形にすぎないようだ。本来の「制限付き一般競争入札」は、一件ごとの工事について参加資格を確認するのではなく、あらかじめ工事の内容を類型化したうえで有資格業者登録名簿を豊富化し、かつ、絶えず更新を怠ることのないようにしておくことによって、一定の資格を持つ業者が自由に競争に参加できるようになるのである。「『制限付き一般競争入札』の『制限』はむしろ『指名競争の審査基準』にふさわしいものである」とか「『制限付き一般競争入札』も『指名競争入札』も大きな差はない」という見直し不要論があるが、注意が必要である。

公共事業の腐敗を防止することは、政治改革の一環として緊急に取り組まなければならぬ。社会党にとって、与党第一党として連立政権を支えつつ、公共事業にかかる政財官の癒着を断ち、公共事業の執行の適正化という自らの選挙公約の実現に努めることは、重要な課題である。

ガット農業交渉の歴史と今後

永田雄之

(ウルグアイラウンドの現段階)

本年六月末、アメリカ議会においてファーストラック延長法案が通過した。これは、詳しくは「八四年通商法」の中のファストトラック条項（政府の議会に対する一括審議権）で、議会が政府に通商交渉を行う権限を与える。議会に対しては交渉結果の修正を認めず、「イエスかノーカ」だけの判断を求める仕組み）の延長であるが、これによりガット・ウルグアイラウンドは本年一二月一五日を期限として交渉が進む方向となつた。

周知のようにわが国では、マスコミ、財界を中心に猛烈な「コメ市場開放キャンペーング」が張られ、「コメ問題」がウルグアイラ

金削減率などをめぐってEC内の対立は依然続いている。また、アメリカ・カナダ・メキシコの北美自由貿易協定では、アメリカがカナダの乳製品などの輸入規制を認めたり、小麦輸出をめぐりアメリカ・カナダで補助金競争が行われるなど、ガット農業交渉の論議と矛盾する実態もみられるなど大きな問題が残っている。

(ガットの成立)

ガットの成立は一九四七年までさかのぼる。戦後間もない当時、世界は戦後復興に際して、新しい貿易体制を模索していた。極端な保護貿易主義やそれに対する報復合戦が恐慌、そして世界中を巻き込んだ戦争へとつながったことへの深い反省から、国際間の差別なき自由貿易体制作りが、とりわけ米英を中心にして進められ、そのひとつのが結実点としてITO（国際貿易機関）設置構想がでてきた。ガットはいわば、このITOを補完する協定として生まれたわけだが、当のITOがアメリカ議会の反対により結局構想だおれに終わってしまったため、ガットのみが残る形となつた。つまり、ガットは厳密には「機関」ではない

農業分野だけ取り出してみても、輸出補助

結局ガットはいくつかの例外規定をもうけながらも、締約国に対する最惠国待遇、関税以外の数量制限の禁止、公正貿易の実施の大原則を柱としてスタートする。わが国は五五年に加盟している。

(ガットにおける農業の位置)

アメリカ議会がITO設置に強く反対した理由の一つは、ITOが農産物貿易と工業製品の貿易を同一視していたことにあるといわれる。事実、その後のガット創設に際してアメリカは自国農業政策に適したルール作りにこだわり、農業分野の例外を主張している。そして五五年には、落花生、砂糖など一四品目の農産物に對していわゆるウエーバー条項の適用を獲得している。

このウエーバー（自由化義務免除条項）とは、ガット総会において三分の二以上の賛成を得た場合、例外的に締約国に課せられる義務を免除することができる、というものである。アメリカはウエーバーの獲得により自国農業保護のための輸入数量制限権を獲得し、五五年より「一時的に」適用された同条項は今日まで適用され続けている。

このようなアメリカの、一種、傲慢ともいえる態度がガットにおいてまかり通ってきた背景には、戦後、アメリカをのぞく世界中の多くの国々が戦勝国、敗戦国に関わりなく国

土が荒廃し産業が壊滅的状態だったこと、そ

のためアメリカからの物質的援助に頼らざるをえなかつたこと、とりわけ食料品の援助が重要だつたことがアメリカの農産物生産の増大を招き、それが世界経済回復後のアメリカの農産物生産過剰の要因となつたことなどがあげられる。

しかしその後、アメリカは方針を転換し始める。まず、六四年から始まつたガット・ケネディラウンドにおいて農産物も交渉の対象にすることを提案し、農産物を原則的に工業製品と同様の一般的自由貿易の対象とするよう主張し始めた。結果的にケネディラウンドでは農産物交渉に関してはめだつた進展もなく、七三年から始まる東京ラウンドへと舞台は移つて行くが、この間、特徴的だつたことはアメリカ経済の衰退と、米・EC・日本の経済三極化の進展である。

東京ラウンドでは、アメリカはECの「共通農業政策（CAP）」の突破を図るべく画策する。「共通農業政策」とは国境措置によって域内の農業生産者を国際市場の影響から保護し、域内においては価格支持を通じて農業生産者の最低所得水準を確保するものである。すでに工業製品分野で凋落の著しいアメリカにとって、農産物輸出は切実なものとなつており、ヨーロッパの巨大市場の壁となつてゐる「共通農業政策」は打倒すべき対象であ

あつた。

しかし、このラウンドでも最終的にはアメリカの野望は果たせず、舞台はいよいよウルグアイラウンドへと移行するのである。

(ウルグアイラウンド農業交渉)

一九八六年、ウルグアイのブンタ・デル・エステでガット閣僚会議が開催され、第八回の多角的貿易交渉が始まつた。

このラウンドの特徴は、サービス、知的所有権、農業などこれまで自由貿易になじみにくかつた分野が多数盛り込まれていてることである。そして、ここで日本のコメ問題が浮上してくる。

そもそも、ウルグアイラウンドでコメ問題がでてきた背景には、八〇年代のアメリカにおける財政削減政策の対象として農業予算に目が向けられ、アメリカの稻作農業も批判の対象となつた。このとき、アメリカ精米協会は批判の矛先をかわすべく、日本のコメ市場の開放を求めてアメリカ通商代表部に提訴を起こした。提訴は却下されたが、ヤイターチャン代表部（当時）は、ウルグアイラウンドの場でのコメ問題の協議を表明した。こうして、コメ問題を含むウルグアイラウンド農業交渉がスタートすることとなつた。

農業分野での問題点は、①国内での農業保護政策、②国境措置、③輸出補助金の三分野であ

る。交渉は当初四年間の予定で九〇年一二月には終了するはずであったが、各国間利害が対立し調整は進まなかつた。とりわけ、激しい対立をくりひろげてきたのがアメリカとECである。この両陣営は農産物の生産過剰から激しい補助金付き輸出合戦を繰り返してきした。このようなアメリカ・ECの対立、そして、アメリカ・EC・日本などの間での包括関税化をめぐる対立を解消すべく、九一年一二月ドンケル事務局長より、最終合意案いわゆるドンケルペーパーが提示された。

このドンケルペーパーは例外なき関税化と補助金の削減が盛り込まれているが、これはきわめて不公正な内容のものであった。なぜなら、日本のコメのように生産制限をしているものまですべての農産物を例外なき関税化とする一方で、補助金に関しては廃止ではなく部分的削減でよしとしているのである。これでは農産物の輸出国に対しては農業保護と輸出補助金を認め、輸入国には農業保護を認めないとつていても同然である。

(食料・農業・環境の三位一体)

(取組を)

ガットはもともと、一一条において生産制限を行つてゐる产品に関しては輸入制限を認めていた。前述したように、農産物に関しては例外を認めてきたのである。これはいわゆ

る「食料安全保障」の立場からも当然であり、現にウルグアイラウンドの中間合意（八九年）でも食料安全保障の必要性の確認を行つてゐる。

また、農産物貿易が、一般的の工業製品と比べていかに自由貿易のベースに乗りにくいかは、今年の世界的な異常気象を見ても一目瞭然である。

アメリカでは記録的な大雨による洪水のため穀倉地帯が大打撃を受け、トウモロコシや大豆の国際価格は高騰している。ヨーロッパやアフリカでは干ばつによる農産物の被害が深刻な状況に陥つてゐる。

そして、わが国でも記録的な長雨と冷害などで水稻をはじめとする農産物の被害が広がつており、とくに政府米の需給に関しては在庫割れによる緊急輸入の可能性すら論じられてゐる。このように、気象その他の自然条件に大きく左右されやすい農業を、一般的な自由貿易の論理で割り切るのは極めて危険である。このような世界的異常気象に際して、食糧の七〇%も輸入に依存するわが国では世界的な農産物の高騰に重大な影響を受けざるを得ない。

社会党はこの間、ガット農業交渉における食料安全保障の権利の侵害、環境や飢餓・貧困といった、地球的規模での問題への無関心を批判してきた。しかし、多くの研究機関が

警報しているように、無計画な焼き畑農業や森林伐採などによる地球環境の破壊や、近い将来に予想される世界的食糧需給の逼迫などを、われわれは無視していくわけにはいかない。

昨年の、OECD閣僚会議における環境と農業に関するコミニニケ、持続可能な農林水産業の確立をうたつた地球環境サミット、環境面からの貿易の見直しを記した列国議会同盟最終文書、さらには経済より環境優先を打ち出した「昨年の世界消費者大会などを見ても、今や『食料・農業・環境問題』を同時に解決していくこうというものが世界的な流れにならつた。

冒頭で述べたように、「コメに固執してウルグアイラウンドを壊してはならない」というのが大方のマスコミ、財界の論調であるが、それならば、新ラウンドを成功させるためにも農業分野はいったんラウンドから切り離すべきではないか。そして、前述のOECD閣僚会議や地球環境サミットなどの問題提起に応える新しい農産物貿易交渉のルール作りの場を検討すべき時期に來ている。それは、ガットの次期ラウンドにおけるテーマとするか、ガットとは別個に国連食糧農業機関（FAO）などを軸にした新しい枠組みも考えてもよいと思う。

第126回通常国会（1993年版）

国会報告

— 腐敗政治一掃・政権交代へ —
A5版・326頁・1100円(送料別)

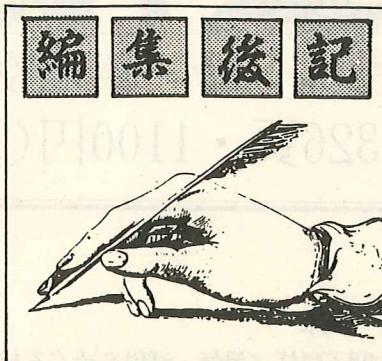
(主な内容)

- 第126国会の特徴とその成果
255対220で宮澤内閣不信任／景気・減税をめぐる与野党の攻防／国会活性化に道を開いた政治改革論議
- 93年度予算案等の問題点と審議経過
92年度補正予算案／93年度予算案／93年度補正予算案／93年度地方財政対策／景気対策と所得税減税／飲食料品非課税実現へ、消費税改正法案を策定
- 政治腐敗の追及
政治腐敗の解明／金丸・竹下等の責任追及／公共事業の入札・契約制度の改革と不正献金問題
- 政治改革の取組み
これまでの政治改革論議／今国会に提出された与野党の法案／特別委員会の審議と与野党の合意点／国民合意への努力／自民党の内紛と国会解散
- 國際協力とPKO
明らかになったPKOの諸問題と今後の課題／自衛隊の在外邦人輸送任務の問題点
- 社会党の立法作業の経過と解説
環境基本法案／環境影響評価法案／住宅基本法案／大阪湾臨海地域開発整備法案／国会移転法案／心身障害者対策基本法改正案／被爆者援護法案／アスベスト規制法案／継続的役務提供契約適正化法案／情報公開法案／ODA基本法案／パート労働法案／中山間地農業振興法案、等
- 全法案と条約の要旨・審議のポイント（124臨時国会～126通常国会）
- （付録）全法案の審議日程・審議結果・各党賛否一覧

◇三八年の自民党の長期支配に終止符を打つた細川新政権に対する国民の支持は歴代内閣で最高となる。それだけ国民は汚れきった政界・官界・財界の癪着の構造を断ち切り新鮮な国民本位の政治を求めていると言える。一度崩れるとその流れは止まらないことは、既に企業献金の廃止に向けて財界の中からも声が出てきており、今後の政治改革の焦点とさえなるとしていることにも現れている。したがって既に政権交代で政治改革そのものが大きな一步を踏み出したといつてよい。

◇こうした流れにどのような姿勢を見せるか、少しは反省の弁があるかと思いまや、金丸元副総理、前自民党副総裁は、多額のかくし財産について「新党を創るための準備資金である」との理由で公判で無罪を主張する。既に権力の座から遠ざかったとは言え日本が法治国家であることを強調しながら権力をほしいままに駆使した政治家の言動として余りにもあきれ果てた弁明ではないか！

◇それにしても今なお次々と明るみに出てくるゼネコンがらみの裏献金の事実、そして巨額な資金の投入される公共事業の発注等につ



いての談合の事実、「日本は異質な国」との評が諸外国から強まらないためにも、どこかで絶つことの必要なこの代表的な業界と政治との関係、まさに正念場となる臨時国会。

◇その臨時国会で試される新閣僚の力量、これまでの自民党政権から受け継いだものをどのように発展（改革しながら）させるか難問だらけである。六人の社会党からの閣僚、それぞれ懸命に頑張っている様子は見える。しかし、国民の期待の大きさと現実とのハザマで苦慮している姿に若干同情（？）しがちであるが、就任した以上は、

国民のためそして社会党のためにも全力投球して欲しい。

◇ようやく一定の明るさがでてきた中東の和平。三十年にわたる闘争の双方の指導者、イスラエルのラビン首相と、アラファートPLO議長との間で交わされる、歴史的な調印式に拍手を送る。そして、決して再び武器に頼らぬよう双方が誓うことを願う。

◇今、地球は人間同士が争い、殺しあうことの愚かさを警告している。地震・台風・冷夏……僅かこの二ヶ月の日本を見ただけでも人類共生の理念の尊さがわかる。そして憲法の先見性も。

(H・Y)

政策資料編集委員会

委員長 日野市朗
編集委員 石橋大吉 小野信一
鈴木 久 外口玉子
松前 仰 元信 堯

山本正和 篠崎年子
薬科満治 温井 寛
渡辺銳氣 石田好数
早川幸彦 原野人
河野道夫 小川正浩

浜谷 慎
長谷川崇之
会計監査 元信 堯 浩上貞雄
兼事務局長 沢上貞雄

「政策資料」購読料のお知らせ

定価一部	三〇〇円
	五一円
年間購読料	四二〇〇円（前納）
郵便振替	東京8-80821
又は	
大和銀行	衆議院支店
普通	203888
日本社会党政策審議会	

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

October 1993

No. 325

<FOREWORD>

KAJIWARA Keigi
Vice-chairman of the Policy-making Board

<FEATURES: Coalition Government and Special Diet Session>
Policy speech by Prime Minister Hosokawa

Questioning speech by AKAMATSU Hirotaka,
General Secretary of the SDPJ

Questioning speech by KUBO Wataru, Vice-chairman of the SDPJ

<DOCUMENTS>

Message to the Korean people by Chairman Yamahana

Yamahana's speech at the Reunion Club of Chuo Univ. Graduates

Addresses and reports at the Prefetural Party Leaders' Conference

<MONTHLY FOCUS>

- I. Prevention of illegal dealings and dango in public construction works
 - II. Where will the GATT agricultural negotiation lead to?
-

政策資料 10月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 日野市朗

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3886~7

FAX 03(3502) 5857

定価300円 (送料51円)

**PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN**

First Members Office Bldg., the House of Representatives

2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857